

国別情報整理シート(暫定版)
(日本)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990年	1991-1995年	1996-2000年	2001-2005年	2006-2010年	合計
生体牛の輸入	輸入実績	英国	28	0	0	0	0	28
		欧州(中程度汚染国)	0	16	8	0	0	24
		欧州(低汚染国)	0	0	0	0	0	0
		米国	25,726	6,291	2,645	598	0	35,260
		カナダ	3,678	1,342	1,412	282	0	6,714
		その他	8633	1,011	956	1	0	10,601
		合計	38,065	8,660	5,021	881	0	52,627
	暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国						
		欧州(中程度汚染国)						
		欧州(低汚染国)						
		米国						
		カナダ						
		その他						
	厚生労働省追加提出資料: 農林水産省「動物検疫年報」 注1: 地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。							
肉骨粉(MBM)等の輸入	輸入実績	英国	0	0	0	0	0	0
		欧州(中程度汚染国)	661	88	53,436	1,797	0	55,982
		欧州(低汚染国)	0	0	26,387	4,554	0	30,941
		米国	91,113	84,913	87,254	5,573	0	268,853
		カナダ	11,895	3,565	4,895	638	0	20,993
		その他	70,931	60,592	77,647	67,156	0	276,326
		合計	174,600	149,158	249,619	79,718	0	653,095
	暴露要因となった可能性のある肉骨粉	英国						
		欧州(中程度汚染国)						
		欧州(低汚染国)						
		米国						
		カナダ						
		その他						
	厚生労働省追加提出資料: 財務省「日本貿易月表」、「貿易統計」 注1: 本実績値は、肉骨粉以外のものを含む。肉又はくず肉及びミール並びに獣脂かす(税関コード「23.01-290」: ~1987; 「2301.10-090」: 1988~)の輸入実績を転記。本HSコードの対象品目の1つとして、肉骨粉が含まれる。 注2: 国ごとの輸入実績が1トン未満の場合は、0トンとして扱う。 注3: 地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。							
動物性油脂の輸入	輸入実績	英国	0	10	67	153	33	262
		欧州(中程度汚染国)	490	56	1,287	1	0	1,834
		欧州(低汚染国)	397	0	0	0	0	397
		米国	233,682	230,369	195,083	113,142	65,202	837,477
		カナダ	232,180	229,595	242,836	238,771	229,953	1,173,335
		その他	50,722	82	1,774	2,721	14	55,313
		合計	517,471	460,111	441,047	354,788	295,201	2,068,618
	暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国						
		欧州(中程度汚染国)						
		欧州(低汚染国)						
		米国						
		カナダ						
		その他						
	厚生労働省追加提出資料 注1: 数値は以下のものの合計値である(1985-87年は、1988年以降とHSコードが異なる。) 1985-1987年 HS1502110(85-87): 牛脂(飼料用のもの)、HS1502190(85-87): 牛脂(その他のもの)、HS1502200(85-87): 牛、羊又はやぎの脂肪(溶出し又は溶剤により抽出していないもの、羊脂及びやぎ脂) HS1503000(85-87): ラードステアリン、オレオステアリン及びタローステアリン並びにラード油、オレオ油及びタロー油、HS1512000(85-87): 動物性又は植物性の油脂(水素添加をしたもの及びその他の処理により固化し又は硬化したもの) 1988年以降 1502.00-01: 飼料用牛脂(Beef Tallow for feeding purposes)(1503.00-000を除く)、1502.00-019: その他の牛脂(Beef Tallow for nes.)(1503.00-000を除く)、1502.00-090: 羊又はやぎの脂肪(1503.00-000を除く) 1503.00-000: ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油(乳化、混合その他の調製をしていないものに限る。) 1516.10-000: 動物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。) 注2: 地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。							
その他の輸入	情報無し							
遵守状況等	輸入規制	英国については1996年以降、その他のEU諸国等(英国以外の加盟国、スイス及びリヒテンシュタイン)については2001年以降、牛の輸入を停止している。まためん羊及び山羊については2001年4月以降輸入を停止している。 その他の国についても、BSEの国内発生事例が確認された国からの牛、めん羊及び山羊の輸入を直ちに停止している。 なお、家畜の輸入に関しては、輸出国政府機関と日本の家畜衛生当局の間で輸入条件(家畜衛生条件)の取り決めがなされたもの以外の輸入は認められていない。 2001年10月4日以降、飼料及び肥料並びにこれらに転用される恐れのある肉骨粉等の輸入が停止されている。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syoutan/douei/081215.html))						

国内安定性	飼料規制の概要 ・遵守状況等	飼料規制	<p>1996年 4月 反すう動物の肉骨粉等の反すう動物用飼料への使用停止（行政通知）。</p> <p>2001年 9月10日 BSE感染牛(1例目)確認。</p> <p>9月18日 牛用飼料に反すう動物由来たん白質(乳及び乳製品、皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを除く)の使用禁止(法令)。</p> <p>10月 全ての国から飼料原料として利用の可能性がある肉骨粉等の輸入を停止(法令)。</p> <p>一時的に、全ての家畜用飼料に動物由来たん白質(ただし、乳及び乳製品、卵及び卵製品、農林水産大臣が確認した工場から製造されるゼラチン及びコラーゲンについては除く。)の使用を禁止(飼料規制強化)。</p> <p>その後、全ての動物由来たん白質の反すう動物用飼料への使用禁止、反すう動物由来たん白質の全ての家畜用飼料への使用禁止を維持しつつ、国内の豚肉骨粉、チキンミール等を反すう動物以外の家畜用飼料に利用 することに関して、科学的知見に基づき規制の見直しを実施。</p> <p>2003年 6月 配合飼料製造工場において、反すう動物用飼料及びそれ以外の家畜用飼料の製造工程の分離を公布、2005年まで暫定措置を適用(法令)。</p> <p>2005年 4月 全ての飼料製造工場において製造工程の分離が終了。豚由来たん白質を豚及び鶏用飼料に利用再開。</p> <p>(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																																																										
		飼料給与方法	<p>・牛用飼料には、植物由来の原料が使用され、動物由来の原料は殆ど使用されない。脱脂粉乳、濃縮ホエイたん白及びカゼインなどの乳製品、鶏卵製品などが代用乳の主要たん白として、ほ乳期子牛にのみ使用されている。</p> <p>・育成期や肥育期ではベレット・フレークタイプやバルキータイプが多く、ほ乳期では代用乳が主流となる。</p> <p>(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																																																										
		牛と豚・鶏との混合飼養の有無	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2010年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象牛飼養農家戸数(シェア)</td> <td>1,500(100%)</td> </tr> <tr> <td>うち牛のみ飼育戸数(シェア)</td> <td>1,466(97.7%)</td> </tr> <tr> <td>うち豚と混合飼養戸数(シェア)</td> <td>5(0.3%)</td> </tr> <tr> <td>うち鶏と混合飼養戸数(シェア)</td> <td>28(1.9%)</td> </tr> <tr> <td>うち鶏及び豚と混合飼育(シェア)</td> <td>1(0.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:飼料の使用に係る法令の遵守状況の指導のために、一部畜産農家に対して実施している巡回指導で得られた結果(抽出データ)を示す。 (厚生労働省追加提出資料)</p>		2010年度	調査対象牛飼養農家戸数(シェア)	1,500(100%)	うち牛のみ飼育戸数(シェア)	1,466(97.7%)	うち豚と混合飼養戸数(シェア)	5(0.3%)	うち鶏と混合飼養戸数(シェア)	28(1.9%)	うち鶏及び豚と混合飼育(シェア)	1(0.1%)																																														
			2010年度																																																										
		調査対象牛飼養農家戸数(シェア)	1,500(100%)																																																										
		うち牛のみ飼育戸数(シェア)	1,466(97.7%)																																																										
		うち豚と混合飼養戸数(シェア)	5(0.3%)																																																										
うち鶏と混合飼養戸数(シェア)	28(1.9%)																																																												
うち鶏及び豚と混合飼育(シェア)	1(0.1%)																																																												
飼料製造施設	<p>製造工程の分離の年度推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2001年</th> <th>2002年</th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認配合飼料工場数</td> <td>148</td> <td>146</td> <td>142</td> <td>138</td> <td>139</td> <td>135</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>うち牛用飼料専用工場数</td> <td>33</td> <td>35</td> <td>45</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>46</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>うち牛専用以外の工場数</td> <td>115</td> <td>111</td> <td>97</td> <td>92</td> <td>93</td> <td>89</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>工程の分離率</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>不明</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))。</p>	年度	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	承認配合飼料工場数	148	146	142	138	139	135	138	うち牛用飼料専用工場数	33	35	45	46	46	46	51	うち牛専用以外の工場数	115	111	97	92	93	89	87	工程の分離率	不明	不明	不明	不明	100	100	100																				
年度	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																						
承認配合飼料工場数	148	146	142	138	139	135	138																																																						
うち牛用飼料専用工場数	33	35	45	46	46	46	51																																																						
うち牛専用以外の工場数	115	111	97	92	93	89	87																																																						
工程の分離率	不明	不明	不明	不明	100	100	100																																																						
飼料給与に関する規制の遵守状況	<p>農林水産省の地方事務所では、牛飼養農家における飼料規制の遵守状況を含む飼料の使用実態を調査している。2005年度は1001戸、2006年度は1500戸、2007年度は1497戸、2008年度は1510戸、2009年度は1500戸、2010年度は1500戸を調査した結果、禁止されている動物性たん白質を含む飼料等を給与している事例は無かった。</p> <p>(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html)) (農林水産省提供資料国内1-5)</p>																																																												
飼料製造・流通に関する規制の遵守状況	<p>製造段階では、独立行政法人 農林水産省消費安全技術センター(以下「FAMIC」という)及び都道府県が検査・指導を実施している。不適合件数は以下のとおり。内容は帳簿不備や表示不備が多く、これらの事例については、改善指導をおこなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査指導件数</td> <td>759</td> <td>569</td> <td>616</td> <td>524</td> <td>464</td> </tr> <tr> <td>不適合件数</td> <td>18</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>販売段階では、都道府県が検査・指導を実施している。不適合件数は以下のとおり。内容は帳簿不備や交差汚染防止不備が多く、これらの事例については、改善指導をおこなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査指導件数</td> <td>1467</td> <td>675</td> <td>533</td> <td>647</td> <td>604</td> </tr> <tr> <td>不適合件数</td> <td>7</td> <td>42</td> <td>29</td> <td>14</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省提供資料国内1~6)</p>	年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	検査指導件数	759	569	616	524	464	不適合件数	18	9	18	13	4	年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	検査指導件数	1467	675	533	647	604	不適合件数	7	42	29	14	25																								
年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																								
検査指導件数	759	569	616	524	464																																																								
不適合件数	18	9	18	13	4																																																								
年度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																								
検査指導件数	1467	675	533	647	604																																																								
不適合件数	7	42	29	14	25																																																								
飼料サンプリング	<p>・FAMIC及び都道府県の飼料検査職員は、立入検査先において、関係書類の確認、製造工程の査察、作業従事者から聴取を行い、必要な場合には定められたサンプリング方法に従って、試料を無償で採取する。</p> <p>・試料は、反すう動物由来たん白質、その他の動物性たん白質の混入の有無を検査するために、顕微鏡鑑定、ELISA法及びPCR法に供される。</p> <p>【検査試料数(国内製造飼料)及び違反試料数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2001年</th> <th>2002年</th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入飼料(FAMIC)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>43</td> <td>31</td> <td>33</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>違反数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>国産飼料(FAMIC)</td> <td>527</td> <td>536</td> <td>530</td> <td>557</td> <td>603</td> <td>427</td> <td>532</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(都道府県)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>329</td> <td>272</td> <td>240</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>違反数</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html)) (農林水産省提供資料国内1-5)</p> <p>【飼料規制違反(2001年度～2007年度)】14事例 7事例…豚・鶏用飼料に用いるチキンオイルなどの動物性油脂中の不溶性不純物の基準値(0.15%)の超過 1事例…牛用飼料に用いることができる動物性油脂中の不溶性不純物の基準値(0.02%)の超過 1事例…牛用配合飼料に家さん由来たん白質の混入(反すう動物用飼料の製造工程を他の家畜用飼料の工程と物理的に分離することを法令化する前の違反) 5事例…牛用配合飼料に魚由来たん白質が混入したもの いずれの事例でも、農林水産省及びFAMICの指示・指導により、各工場では速やかに改善措置が講じられた。 (農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	輸入飼料(FAMIC)	-	-	-	-	35	43	31	33	31	違反数					0	0	0	0	0	国産飼料(FAMIC)	527	536	530	557	603	427	532			(都道府県)	-	-	-	-	329	272	240			違反数	0	4	0	3	4	3	0		
	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																				
輸入飼料(FAMIC)	-	-	-	-	35	43	31	33	31																																																				
違反数					0	0	0	0	0																																																				
国産飼料(FAMIC)	527	536	530	557	603	427	532																																																						
(都道府県)	-	-	-	-	329	272	240																																																						
違反数	0	4	0	3	4	3	0																																																						
牛由来の肉骨粉を給与されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について	<p>・1996年4月に行政通知による飼料給与停止を行ったが、2001年9月の全飼育農家への立ち入り調査では、自家配合等により農家で肉骨粉を給与したものが165戸(5,129頭)あった(米加評価書)。</p> <p>・2001年10月以降は、全ての国から飼料原料として利用される反すう動物の肉骨粉等を輸入禁止し、国内で製造されたものは焼却処分されているため、反すう動物由来の肉骨粉は国内に流通していない。</p> <p>(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																																																												

国内安定性	レンダリングの実施状況	レンダリング事業者数・生産量	<p>反すう動物を処理しているレンダリング事業者…69事業者(2008年7月時点) 生産された肉骨粉はセメント工場でセメント加工に利用されるか、廃棄物処理場等で焼却される等適正に処分されている。</p> <p>【反すう動物の肉骨粉及びこれを含む豚肉骨粉等の焼却量】</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>焼却量(t)</th> </tr> <tr> <td>2001^{*1}</td> <td>47,626</td> </tr> <tr> <td>2002^{*2}</td> <td>238,364</td> </tr> <tr> <td>2003^{*2}</td> <td>311,122</td> </tr> <tr> <td>2004</td> <td>189,851</td> </tr> <tr> <td>2005</td> <td>168,206</td> </tr> <tr> <td>2006</td> <td>138,684</td> </tr> <tr> <td>2007</td> <td>124,457</td> </tr> </table> <p>*1 2001年9月～2002年3月の焼却量 *2 在庫として保管していた肉骨粉等を含む。</p> <p>2002年と2003年は、それまでに関係業者が在庫として保管していた肉骨粉等を焼却したので、焼却量が多くなっている。 その後、反すう動物のと畜工程やレンダリング処理工程から分離した工程で製造される豚肉骨粉は、豚、鶏用飼料原料として使用が再開されたため、焼却量が順次減少した。2007年の12.4万tは主に反すう動物の肉骨粉量と推定される。 (農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/douei/081215.html))</p>	年度	焼却量(t)	2001 ^{*1}	47,626	2002 ^{*2}	238,364	2003 ^{*2}	311,122	2004	189,851	2005	168,206	2006	138,684	2007	124,457
		年度	焼却量(t)																
		2001 ^{*1}	47,626																
		2002 ^{*2}	238,364																
	2003 ^{*2}	311,122																	
	2004	189,851																	
	2005	168,206																	
	2006	138,684																	
	2007	124,457																	
	レンダリング処理方法	<p>一般的には、レンダリング処理方法は、クッカーの形式により乾式方式(間接加熱のみで処理する方法)と湿式方式(間接加熱の他、生蒸気を加え低温で処理する方法。)に分類される。さらに、原料の投入方法の違いから、バッチ式(原料が半製品になるまで次の原料を投入できない工程)及び連続式(原料の連続投入が可能な工程)に分けられる。 (農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/douei/081215.html))</p>																	
交差汚染防止対策	<p>飼料安全法第3条及び第4条の規定に基づき、反すう動物以外の豚及び鶏等のレンダリング処理工程は、反すう動物のレンダリング処理工程から完全に分離することが義務付けられている。 日本では、農林水産大臣の適合確認を得ているレンダリング工場から製造された豚肉骨粉、チキンミールやフェザーミールは、反すう動物以外の家畜用飼料に利用が可能である。 なお、レンダリング工程の分離には、施設の改造を伴い工場の整備に時間を要したことから、家きんの処理工程は2001年11月から、豚の処理工程は2005年4月から段階的に施行された。 2005年3月までは、反すう動物の工程と分離されていなかったことから、豚肉骨粉の使用は、全ての家畜用飼料に対して禁止されていた。 (農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/douei/081215.html))</p>																		
レンダリング規制	<p>レンダリング処理条件は、反すう動物の肉骨粉の全ての家畜用飼料への使用を禁止しているため飼料安全法では規制していない。 反すう動物の肉骨粉は全ての家畜用飼料に使用が禁止されており、かつ、反すう動物のレンダリング処理工程は豚及び鶏の処理工程から物理的に分離されていることから、仮に、反すう動物の処理工程に感染牛やSRMが存在していたとしても、異常プリオンが飼料製造工程に混入することはあり得ない。 (農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/douei/081215.html))</p>																		
SRMの利用実態等	SRMの定義	<p>2001年10月にと畜場法施行規則が改正され、すべての牛の頭部(舌、頬肉を除く)、せき髄及び回腸遠位部(盲腸との接続部分から2メートルまでの部位)についてと畜解体時に除去、焼却することが義務付けられた。 (厚生労働省提出資料1-16)(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/douei/081215.html))</p> <p>2002年6月に施行された牛海綿状脳症対策特別措置法においても、同部位が特定部位として規定された。 (厚生労働省提出資料1-6)(農林水産省プレスリリース,国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/douei/081215.html))</p> <p>2004年1月に食品、添加物等の規格基準が一部改正され、牛海綿状脳症の発生国又は発生地域において飼養された牛の肉を直接一般消費者に販売する場合は、せき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。)の除去が義務付けられた (厚生労働省提出資料1-19)。</p>																	
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態																		
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法	<p>特定危険部位は800℃以上で完全な焼却を行う。 (厚生労働省提出資料1-16)</p>																	
その他	牛以外の動物のTSE発生状況	<p>めん羊(1984年～2011年6月) 1984年6戸13頭、1985年3戸4頭、1986年3戸3頭、1987年5戸18頭、1990年1戸1頭、1991年5戸6頭、1992年2戸4頭、1993年1戸2頭、1994年2戸5頭、1996年1戸1頭、1999年1戸1頭、2001年1戸1頭、2003年1戸3頭、2005年1戸1頭、2011年2戸2頭。 山羊(2007年10月～2011年6月)無し。 鹿 報告なし。 (動物衛生研究所 家畜伝染病発生情報データベース (http://kdh.dc.affrc.go.jp/kdh/find.php)、伝達性海綿状脳症・発生情報(2004年以前)(http://www.niah.affrc.go.jp/disease/fact/fact-old-data/15-old-data.htm)) 厚生労働省追加提出資料</p>																	
	国内防疫規制	<p>スクレイパーについては、疫学的に本病の発生と関係のある農場及び輸入めん羊を飼養する農場の家畜飼養者を中心として、本病の早期発見のための病原体の特性についての啓発と立入検査による本病の清浄度の検査を中心とした伝播の防止に重点を置いて防疫措置を講ずる必要がある。</p> <p>本病を疑う症状を認めた場合は速やかに最寄りの家畜保健衛生所へ通報するよう家畜飼養者を指導することが必要である。</p> <p>本病の既発生農場及びそれらと疫学的に関連のある農場並びに輸入めん羊の飼養農場について、家畜伝染病予防法第5条若しくは法第51条の規定に基づく立入検査を定期的実施し、清浄度を確認していく必要がある。</p> <p>症状、親子若しくは兄弟等疫学的関連等から本病の罹患が疑われるめん羊が発見された場合は、家畜伝染病予防法第14条第1項の規定に基づく隔離の徹底を図るとともに、法第17条の規定に基づく殺処分を実施する必要がある。当該めん羊を飼養していた畜舎等については、2%次亜塩素酸液等で消毒するよう家畜飼養者を指導することが必要である。また、速やかに発生めん羊についての疫学調査を実施し、関係県に連絡することが重要である。</p> <p>本病に罹患しためん羊の殺処分は、焼却施設のある家畜保健衛生所の病性鑑定施設で実施する。 (家畜防疫対策要綱(平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知))</p>																	

サーベイランスによる検証	母集団の構造	<p>乳用牛の年齢別総飼養頭数 総数 1,467,000頭 (2歳以下 709,600頭 3～8歳 711,400頭 9歳以上 46,400頭)</p> <p>肉用牛の飼養頭数 肉用種めす 総数 1,205,000頭 (1歳未満 233,000頭 1歳 258,100頭 2歳以上 714,200頭)</p> <p>肉用種おす 総数 662,600頭 (1歳未満 253,900頭 1歳 289,900頭 2歳以上 118,700頭)</p> <p>乳用種(ホルスタイン種他及び交雑種) 894,800頭</p> <p>肉用種の子取り用めす牛年齢別飼養頭数 総数 667,900頭 (1歳未満 31,500頭 1歳 61,800頭 2歳 61,700 3歳以上 512,900頭) (2011年2月1日現在)</p> <p>(畜産統計 (http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/pdf/tikusan_11.pdf))</p>																													
	実施対象及び実施範囲	<p>と畜場でと畜解体されるすべての牛及び24か月齢以上のすべての死亡牛についてBSE検査を実施。</p> <p>農場サーベイランス及びと畜場サーベイランスの2つに大別。</p> <p>・農場サーベイランス:2004年11月に策定された「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の3つのカテゴリーに区分。</p> <p>①ヘモフィルスソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群等が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛又は起立困難若しくは起立不能で原因が特定できない農場で検査された牛</p> <p>②神経症状以外の理由により、と殺・解体禁止となり、死亡、又はとう汰されて農場で検査された牛、</p> <p>③それ以外の農場で検査された牛</p> <p>・と畜場サーベイランス:2001年10月に策定された「伝達性海綿状脳症検査実施要領」に基づき、以下の3つのカテゴリーに区分。</p> <p>①生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈した牛、</p> <p>②生後30か月齢以上の牛、</p> <p>③その他の牛</p> <p>(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																													
	カテゴリー別の年間母集団(2010年)	<p>・農場サーベイランス ①～③ 105,380頭 (農林水産省提供資料国内7)</p> <p>・と畜場サーベイランス ①5206頭 ② 454,032頭 ③ 757,238頭 (厚生労働省提出資料1-14)</p>																													
	サーベイランス計画の策定根拠	<p>1996年 :BSEを家畜伝染病予防法に基づく法定伝染病に指定。BSEに関するサーベイランスを開始。原因が特定できない疾病の感染が疑われるとして家畜保健衛生所に搬入された死亡牛等を対象(1996年から2000年の間に年間約250頭を検査)。厚生労働省においては、1996年にと畜場法施行規則を改正し、TSEを検査対象疾病に追加</p> <p>2001年 4月:農林水産省:サーベイランスを強化するため、OIEの推奨に基づき、中枢神経症状を示した牛をその対象に追加(年間目標頭数を300頭)</p> <p>厚生労働省:高リスク牛のBSE検査を開始</p> <p>2001年 9月:1頭目のBSE患者確認</p> <p>2001年10月:農林水産省:「牛海綿状脳症検査対応マニュアル」を策定するとともに、サーベイランスの目標頭数を年間4,500頭に拡大した。</p> <p>厚生労働省:と畜場法に基づきと畜場でと畜解体されるすべての牛(全月齢)を対象としたBSE検査を開始。</p> <p>2003年 4月:牛海綿状脳症対策特別措置法において、24か月齢以上のすべての死亡牛に対して、死亡の届出とBSE検査の実施が義務づけられた。</p> <p>2004年11月:牛海綿状脳症検査対応マニュアルの見直しが行われ、農林水産大臣が定める「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」として、広く一般国民にも公表された。</p> <p>現在わが国において農場段階で実施されているBSE対策はこの防疫指針に基づいている。</p> <p>2005年 5月:我が国が実施しているBSE対策について、食品安全委員会の評価結果では、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21か月齢以上を検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。</p> <p>2005年 8月:厚生労働省は全頭検査体制を改め、BSE検査の対象となる牛の月齢を21か月齢以上とすることとした。</p> <p>20か月齢以下の牛のBSE検査は、自治体によって自主的に実施されており、現在も実質的に全頭検査体制は維持されている。</p> <p>(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																													
	サーベイランスの概要・成績	<p>1 患者の死体及び汚染物品の焼却等</p> <p>① 患者の死体の焼却、汚染物品の焼却等</p> <p>BSEの患者の死体の焼却、汚染物品の焼却等は、原則として当該患者の死体又は汚染物品が所在する都道府県の指示に基づき、当該患者又は汚染物品の所有者が行うものとする。当該都道府県は、積極的に当該所有者に協力するよう努めるとともに、必要がある場合には、自らがその全部又は一部を実施することとする。</p> <p>② 施設設備、器具機械の消毒等</p> <p>BSEの患者からの検体の採材施設又は死体の保管施設が所在する都道府県は、当該施設の管理者に対し、当該施設設備、器具機械の消毒等必要なまん延防止措置の実施について指示するものとする。</p> <p>③ と畜場の検査により確認された場合の措置</p> <p>と畜場における検査によりBSEの患者が確認された場合には、当該と畜場が所在する都道府県又は保健所設置市は、患者の所有者等に対し、患者のすべての部分を焼却するよう指示するとともに、と畜場の設置者又は管理者に対し、当該と畜場において特定部位に接触した、又はそのおそれのある施設設備及び器具機械について消毒措置等を実行するよう指示するものとする。また、当該患者の出荷元の調査に必要な情報等の提供並びに特定部位に接触しない施設設備及び器具機械の入念な洗浄消毒を行うよう指示するものとする。</p> <p>④ 焼却・消毒施設、個体識別体制の整備</p> <p>国及び都道府県は、患者若しくは汚染物品の所有者又は都道府県が行う焼却、消毒等に必要となる体制の整備、個体識別体制の整備等に努めるものとする。</p> <p>2 発生農場等における同居牛の移動の制限及び飼養状況等の把握</p> <p>BSEの患者が飼養されていた農場が所在する都道府県は、当該農場における患者との同居牛について、移動の制限の指示を行うとともに、飼養状況、過去の同居牛の移動状況等の把握につき、必要に応じて、独立行政法人家畜改良センター等の協力を得て行うものとする。</p> <p>3 疑似患者の特定及びBSE検査・焼却処分の実施</p> <p>① 同居牛における疑似患者の特定・BSE検査</p> <p>BSEの患者が飼養されていた農場が所在する都道府県は、牛の飼養者から提供される個体情報等を活用し、患者との同居牛について疑似患者を特定し、順次、殺処分とBSE検査を行うとともに死体の焼却を確認するものとする。</p> <p>② 移動先農場における疑似患者の特定・BSE検査</p> <p>国は、患者が飼養されていた農場が所在する都道府県以外の都道府県に疑似患者が移動している場合には、患者が飼養されていた農場が所在する都道府県と連携して、移動先の都道府県に個体情報等の必要な情報を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた都道府県は当該情報に基づき、移動先農場及び疑似患者を特定し、順次、疑似患者の殺処分とBSE検査を行うとともに死体の焼却を確認するものとする。</p> <p>(牛海綿状脳症基本計画 http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/b_sotihou/pdf/kihon_keikaku.pdf)</p> <p>【農場】疑似患者は、患者と疫学的な関連性が高いと判断される牛であって、12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内の患者と同居したことがあり、かつ、患者と同じ飼料を給与された牛。ただし、飼料の給与履歴についての調査結果が得られない場合は、患者の生まれた農場(牛群)において、患者が生まれた日の前後12か月の間に生まれた牛等であり、疑似患者については、順次、殺処分を行いその死体は必ず焼却される。(牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針及び家畜伝染病予防法)。</p> <p>【と畜場】施設設備、機械器具等について、消毒措置等を実行する。保管している当該牛、めん羊及び山羊に由来する肉、内臓、血液(再利用するものに限る)、骨、皮、頭部、脚、尾部、分離した廃棄部位等を焼却する(厚生労働省提出資料1-1)。</p>																													
サーベイランスの成績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>通常と畜牛</th> <th>死亡牛</th> <th>不慮の事故によると畜牛</th> <th>臨床的に疑われる牛</th> <th>合計(頭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2004</td> <td>1,248,011</td> <td>91,152</td> <td>15,816</td> <td>0</td> <td>1,354,979</td> </tr> <tr> <td>2005</td> <td>1,215,811</td> <td>88,001</td> <td>14,685</td> <td>0</td> <td>1,318,497</td> </tr> <tr> <td>2006</td> <td>1,202,932</td> <td>87,543</td> <td>13,809</td> <td>0</td> <td>1,304,284</td> </tr> <tr> <td>2007</td> <td>1,213,122</td> <td>83,921</td> <td>13,143</td> <td>0</td> <td>1,310,186</td> </tr> </tbody> </table> <p>(OIEサーベイランスカテゴリーに改変)</p> <p>(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>	年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	合計(頭)	2004	1,248,011	91,152	15,816	0	1,354,979	2005	1,215,811	88,001	14,685	0	1,318,497	2006	1,202,932	87,543	13,809	0	1,304,284	2007	1,213,122	83,921	13,143	0	1,310,186
年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	合計(頭)																										
2004	1,248,011	91,152	15,816	0	1,354,979																										
2005	1,215,811	88,001	14,685	0	1,318,497																										
2006	1,202,932	87,543	13,809	0	1,304,284																										
2007	1,213,122	83,921	13,143	0	1,310,186																										
検査手法	<p>試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法</p> <p>と畜検査申請書提出には、年齢については、月単位で記載し、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)に基づく牛個体識別台帳の写しや、必要に応じ牛登記証明書(社団法人全国和牛登録協会発行)、血統登録証明書(社団法人日本ホルスタイン種登録協会発行)など当該牛の月齢が確認可能な書面を添付(厚生労働省提出資料1-1)。</p> <p>検査材料採取手法</p> <p>農場段階では、1996年4月から2001年10月までは、BSEを家畜伝染病予防法の対象とした際の行政通知、2001年10月には「牛海綿状脳症検査対応マニュアル」(http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/bse/b_tuti/pdf/h141129.pdf)に基づき実施。2004年には本マニュアルの見直しが行われ、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」が公表された。</p> <p>と畜場におけるBSE検査は、2001年10月に公表された伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき実施。いずれの段階でも、延髄を採取し検査することとなっている。</p> <p>(厚生労働省提出資料1-1)(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p> <p>検査手法(一次検査、確認検査)</p> <p>①農場段階における診断については、1996年4月～2001年10月までは、家畜伝染病予防法の対象とした際の行政通知に基づき、病理組織学的検査により実施。</p> <p>2001年10月には牛海綿状脳症検査対応マニュアルが策定され、一次検査としてELISA法を導入、確定診断法として病理組織学的検査に加えてWB及びIHCを導入。</p> <p>2004年に策定された防疫指針においては、WB及びIHCのいずれか1つが陽性であれば、BSE感染と確定診断されることとされた。</p> <p>農場における一次検査については、全国の家畜保健衛生所が実施しており、確定診断は動物衛生研究所が実施している。</p> <p>②と畜場におけるBSE検査は、2001年10月に公表された伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づき実施されている。</p> <p>一次検査は食肉衛生検査所において、厚生労働省の実施する研修を受けた食肉衛生検査所のと畜検査員(公的獣医師)により、ELISA法を用いて実施。</p> <p>確定診断は国立感染症研究所、北海道大学又は帯広畜産大学において、WB及びIHCを実施。</p> <p>(農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>																														

サーベイランスによる検証	BSE認知プログラム・届出義務等		<p>BSE対策を確実に実施するため、家畜保健衛生所や食肉衛生検査所にフルタイムで勤務する公的な獣医師、民間の診療獣医師、牛の生産者等の関係者に対して、BSEに関する広範な研修・教育プログラムを継続的に実施している。</p> <p>1 BSE 確認プログラムに関与している人員数および職業(2008年3月31日現在)</p> <p>①農場段階 家畜保健衛生所 全国 173か所 家畜防疫員(公的獣医師) 2,188人 診療獣医師等(民間) およそ 3,400人 我が国における牛飼養農家戸数 およそ 91千戸(乳用牛21千戸、肉用牛70千戸) 2010年現在 (農林水産省「畜産の動向」(http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/pdf/tikusan_doko.pdf))</p> <p>②と畜場段階 食肉衛生検査所 全国116か所と畜検査員(公的獣医師) 2,571人</p> <p>2 BSE 確認プログラムに用いられる資料の種類</p> <p>①農場段階 BSEの診断からの一連の防疫措置は、先に述べた防疫指針に基づき行われている。この防疫指針においては、BSEに特徴的な臨床症状、BSEサーベイランスの実施方法(確定診断機関、確定の手順等)、異常牛の発見通報から 病性決定までの措置、発生時の対応、感染源及び感染経路の究明に関して、統一的な対応方針が記述されている。このほか、危機管理体制の構築、試験研究機関との連携、情報の伝達、牛の個体識別情報の利用についても、対応方針が記述されている。</p> <p>②と畜場段階 と畜場において実施されているBSE検査は、「伝達性海綿状脳症検査実施要領」に基づき実施されている。本要領は、検査方法、診断基準等について定めている。</p> <p>③教育・研修に関するもの BSE対策の教材として、牛海綿状脳症の臨床症状を解説したビデオや、農業者に向けた冊子、ポスター等が配布されるとともに、地域での指導を担う家畜防疫員に対しては、動物衛生研究所において毎年約100名を対象とした講習会を実施している。</p> <p>農林水産省は動物衛生研究所と連携して、農場段階での対策を実施する家畜保健衛生所の家畜防疫員を対象として、また、厚生労働省は国立感染症研究所と連携して、と畜場でのBSE検査を実施する食肉衛生検査所のと畜検査員に対して、それぞれ各種の研修を実施している。また、その教育プログラムについても、内容の充実や対象人数の拡大が図られている。</p> <p>また、各都道府県においては、家畜保健衛生所が、民間の診療獣医師、生産者等を対象として、研修会や実際の発生を想定した防疫演習を開催している。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))</p>
	発生状況	症例数 各症例について	<p>これまで日本においては、農場での死亡牛に由来する検査で14頭、と畜場でと殺した牛に由来する検査で22頭の計36頭のBSE患者が確認されている。</p> <p>①発生地域： 36頭のうち、25頭が北海道で確認されている。北海道は我が国全体で飼養されている牛4,398,000頭(乳用牛1,592,000頭、肉用牛2,806,000頭)の約20%(乳用牛836,000頭、肉用牛474,200頭、合計1,342,000頭)が飼養されている我が国乳用牛の主産地である。北海道以外では、神奈川県で2頭の他、千葉県、群馬県、和歌山県、福島県、広島県、熊本県、奈良県、長崎県、岡山県でそれぞれ1頭の確認となっている。</p> <p>②用途： 36頭のうち、乳用牛が30頭、肉用牛が6頭の発生となっている。</p> <p>③疑似患者： 36頭の確認に伴う疑似患者頭数は合計1,032頭であることが確認されており、追跡調査が出来なかった事例はない。疑似患者については、家畜保健衛生所において殺処分後BSE検査が行われたが、陽性例は1例も確認されていない。</p> <p>④発生年月日及び生年月日： 発生年月日で見ると、日本におけるBSEの発生は2006年をピークに減少している。また、生年月日で見ると、発生は、大きく分けて1996年と2000年の2つの時期に集中している。</p> <p>2001年10月に飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(法律第35号 1953年4月11日)に基づき飼料規制が強化されたが、36例のうち最も生年月日が新しいものは、2003年に21か月齢で発見された2002年1月生まれホルスタイン種(去勢)である。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))、厚生労働省提出資料1-15、国内36例目のBSE発生に係る疫学調査結果について(BSE36例目の疫学調査第2報) (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/pdf/090219-01.pdf))</p>

2. 食肉に関する情報	
と畜対象	トレーサビリティ 2003年6月にBSEのまん延防止措置の的確な実施、国産牛肉に対する消費者の信頼の確保を目的として、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(法律第 72号 2003年 6月 11日)(以下、「牛トレーサビリティ法」という。)が制定された。法制化に先立ち、牛一頭毎に個体識別コードが印字された耳標を装着する、個体識別システムは 1997年に試験的に開始された。その後、2001年 9月の BSE発生を受け、10月より全頭を対象とした事業が開始され、2002年 6月までに国内全 13万戸、450万頭の牛への耳標の装着を完了した。同法においては、国内で飼養されている全ての牛を対象とし、生産者は 1頭毎に個体識別番号を付すとともに、独立行政法人家畜改良センターに対して、性別、品種、生年月日、飼養地などの生産履歴情報を報告することが義務づけられている。家畜改良センターでは、これらの情報をデータベースに記録、管理している。なお、個体毎の生産履歴情報は、インターネットで広く国民に対して公表されている。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))
	と畜頭数 2010年度では、ホルスタイン種 雄 236,220頭、ホルスタイン種 雌 183,298頭、黒毛和種 雄 269,059頭、黒毛和種 雌 230,084 頭 等 総計 1,217,146頭 (厚生労働省平成24年2月24日付け追加提出資料1①)
各と畜処理の プロセス	と畜場の概要 2011年3月現在、牛のと殺を行っていると畜場数は151施設である。 (厚生労働省提出資料1-20)
	と畜前検査 生体検査では、すべての牛、めん羊及び山羊について、奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状の有無を歩様検査の結果とあわせて判断し、当該牛、めん羊及び山羊がTSEに罹患している疑いがあると判断した場合(家畜伝染病予防法第2条に規定する疑似患者に該当。)には、当該牛、めん羊及び山羊のとさつ又は解体により病毒(異常プリオンたん白質)を伝染させるおそれがあると認められるため、と畜場法第16条第1号の規定に基づきとさつ解体禁止の措置をとる。 (厚生労働省資料1-1)
	と畜場でのBSE検査 2001年 10月 18日より、と畜場法に基づきと畜場で処理されるすべての牛を対象として、と畜場における BSE検査を開始した。 2005年 5月、食品安全委員会において、我が国が実施している BSE対策の評価が行われた。この評価結果において、全頭検査を行った場合と21か月齢以上の牛を検査対象とした場合、いずれにおいても食肉のリスクは無視できるか非常に低いとされたことから、厚生労働省は 2005年 8月より全頭検査体制を改め、BSE検査の対象となる牛の月齢を 21か月齢以上とすることとした。 なお、現時点においても地方自治体の判断により、全ての地方自治体で、20か月齢以下の全ての牛についても、と畜場でのBSE検査が自主的に実施されている。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html)) 毎年の検査頭数…約 120万頭程度 2001年 10月～2011年11月末の検査頭数… 12,449,550頭である。 このうち、22頭の BSE陽性牛が確認されている。 (厚生労働省提出資料1-14)
	スタンニング 2011年3月現在、牛のと殺を行っていると畜場数は151施設である。 スタンガン(と殺銃)を使用していると畜場数は143施設、うち弾の先が頭蓋腔内に入るものを使用しているのが142施設、入らないものを使用しているのが3施設である。 と畜用ハンマーを使用していると畜場数は16施設である。 圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数は、0施設である。 その他が、2施設である。 (厚生労働省提出資料1-20)
	ピッシング 2009年 3月末で、と畜場 154施設全てで中止された。 (厚生労働省提出資料1-25)
	SRMの除去 2001年 10月 と畜場法施行規則を改正 すべての牛の頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄及び回腸遠位部(盲腸との接続部分から 2メートルまでの部位)についてと畜解体時に除去、焼却することが義務付けられている。 2002年 6月に施行された牛海綿状脳症対策特別措置法においても、同部位が特定部位として規定された。 と畜場における SRMの衛生的な取扱いについては、と畜解体時に除去され、と畜検査員(都道府県に所属する公的獣医師)が確認すること等を実施している。 衛生的に除去された特定部位は、これらにより食用肉等が汚染されることのないよう専用容器に収容し、と畜場内等での焼却が義務付けられている。 2005年 5月「BSE国内対策の見直しに関する食品健康影響評価」の結果においては、「SRM管理に関する施策の遵守状況と適切な SRM汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的に行うことはリスク回避に有効である。」とされたことから、厚生労働省では都道府県を通じて年 2回の実態調査を実施している。 具体的には、と畜場における BSE対策について、スタンニングの方法、ピッシングの有無、SRMの除去焼却を行う際の標準的な作業手順及び確認方法を記載した文書及び実施記録の作成状況、SRMの焼却方法、背割り後の脊髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて調査を実施している。この調査により SRMの処理等が適切に行われていることを確認している。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))
	SSOP、HACCPに基づく管理 2010年、SRMに係るSSOPの作成については、作成済みが155施設、作成されていないのは0施設であった。また、155施設全てで、SSOPに定められた頻度で点検を実施し、その記録を保管していた。 (厚生労働省提出資料1-20)
食肉等の リスク	食肉及び機械的回収肉(MRM) 牛のせき柱の取り扱いについては、「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」(平成16年1月16日付け食安発第0116001号(http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse/bukai/040116-1.html))及び「牛せき柱の脱骨時の注意事項について」(平成16年1月16日付け食安発第0116002号・食安監発第0116001号(http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse/bukai/040116-2.html))に基づき、監視指導を実施しており、監視指導に当たり、食肉処理施設において、牛のせき柱とこれが付着した肉を骨とともに機械的にミンチ又は細切する方法により食肉処理が行われている場合には、直ちに中止するよう指示し、併せて厚生労働省に連絡する。なお、2010年度では、280施設の監視指導を行ったが、この方法により食肉処理をおこなっている施設は無かった。 (厚生労働省 提出資料1-22)
	内臓 2001年10月にと畜場法施行規則を改正し、すべての牛の頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄及び回腸遠位部(盲腸との接続部分から2メートルまでの部位)についてと畜解体時に除去、焼却することが義務付けられた。また、2002年6月に施行された牛海綿状脳症対策特別措置法においても、同部位が特定部位として規定された。と畜場におけるSRMの衛生的な取扱いについては、「と畜場法施行規則」(昭和28年9月28日厚生労働省令第44号)及び「食肉処理における特定危険部位管理要領」(平成13年10月17日食発第308号)に基づき、と畜解体時に除去され、それをと畜検査員(都道府県に所属する公的獣医師)が確認すること等を実施することとされている。 衛生的に除去された特定部位は、これらにより食用肉等が汚染されることのないよう専用容器に収容し、と畜場内等での焼却が義務付けられている。 (農林水産省プレスリリース、国際獣疫事務局(OIE)によるBSEステータス認定の申請について (http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/081215.html))
その他	日本向け輸出の付加的要件等

国別情報整理シート(暫定版)
(米国)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-2010	合計	
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	
侵入リスク	生体牛の輸入	輸入実績	英国	139	4			143	
			欧州(中程度汚染国)	9		37		46	
			欧州(低汚染国)			3		3	
			米国						
			カナダ	1,458,523	5,522,691	6,163,643	4,071,884	5,766,008	22,982,749
			その他()		84	158	5,715,802	4,556,879	10,272,923
			合計	1,458,671	5,522,779	6,163,841	9,787,686	10,322,887	33,255,864
	暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国							
		カナダ							
		その他()							
		合計	0	0	0	0	0	0	
注1:トランジットを除く 注2:カナダ86-88、0頭輸入(他の統計では輸入有り) 注3:地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。									
侵入リスク	肉骨粉(MBM)の輸入	輸入実績		1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-2010	合計
				トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数
			英国	5					5
			欧州(中程度汚染国)		27	54	502	1,428	2,011
			欧州(低汚染国)		18	446			464
			米国						
			カナダ	21,350	119,605	146,039	202,526	142,084	631,604
	その他()				544	387	931		
	合計	21,355	119,650	146,539	203,572	143,899	635,015		
	暴露要因となった可能性のある肉骨粉	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国							
		カナダ							
その他()									
合計		0	0	0	0	0	0		
注1:カナダ86-88、0t輸入(他の統計では輸入量有り) 注2:地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。									
侵入リスク	動物性油脂の輸入	輸入実績		1986-1990 ^{注1}	1991-1995 ^{注1}	1996-2000	2001-2005	2006-2010	合計
				トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	トン数
			英国						0
			欧州(中程度汚染国)			550			550
			欧州(低汚染国)						0
			米国						
			カナダ				168,970	186,343	355,313
	その他()			4	52	48	104		
	合計	0	0	554	169,022	186,391	355,967		
	暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国							
		カナダ							
その他()									
合計		0	0	0	0	0	0		
注1 86-00のデータ集計中 注2:地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。									
輸他その	骨・骨髄(不活化・脱脂・調製・酸又は脱ゼラチン処理された粉及び製品残さ)、ペットフード原料等となる人の消費に適さない動物由来製品。								

<p>遵守状況等 の概要</p>	<p>【生体牛】1989年7月、英国及びBSE発生国からの反すう動物の輸入を禁止(欧州1997年～、日本2001年～、カナダ2003年～)。2005年、BSE発生国のうち最小リスク国からの輸入再開(カナダ、30か月齢未満のと畜目的(肥育牛を含む)。2007年11月、飼料規制が有効と政府が認定した日以降に出生した牛について、飼養目的を限定せず輸入解禁(カナダ1999年3月1日以降生)。</p> <p>【肉骨粉】1989年11月、英国及びBSE発生国から非反すう動物由来であることが明確でない肉骨粉の輸入を禁止(欧州1997～)。2000年12月に、米国政府の判断に基づくBSEリスク国からの全ての動物種由来の動物性加工たん白質(豚、鳥類、魚粉由来のみと証明できるものを除く。)の輸入禁止。</p> <p>【動物性油脂】2000年12月、BSEリスク国からのすべての動物種由来のタローの輸入禁止(工業用利用、タロー由来リノレン酸、ステアリン酸、グリセリン等を除く)。2005年1月、BSEに関する最小リスク国(カナダ)からの輸入再開(不溶性不純物が0.15%未満)。</p>
----------------------	---

国内安定性	飼料給与規制	1997年、ほ乳動物由来たん白質を反すう動物に使用することを禁止(牛乳、乳製品、血液、血液製品、ゼラチン、豚由来たん白質、馬由来たん白質及び飼料利用のために加熱した食品残さを除く)。 2009年、BSE陽性牛のと体や30か月齢以上の牛の脳及びせき髄等の高リスク原料を全ての家畜種の飼料及びペットフードへ使用することを禁止。同時に、不溶性不純物の濃度が0.15%を超えた牛由来の油脂及び当該油脂を原料とする油脂を反すう動物用飼料に利用することを禁止。
	飼料給与方法	補助飼料のたん白源として、非反すう動物由来肉骨粉の利用可 (1)乳牛:一般的に農場が子牛及び乳牛用飼料の原料ごとに購入し、農場内で配合 子牛(離乳前) 0~4 週 代用乳/全乳(雄の子牛は子牛肉用に殺)→4~10 週 スターター(穀物)追加→未経産雌牛(離乳~種付け) 10 週~15か月 穀物、牧草類、サプリメント、全経営の6.2%で乳以外の動物由来たん白質飼料を使用→未経産雌牛(種付け~第1産) 15~24か月 一般的に穀類と牧草が同量、たん白質濃度減少→成雌牛 搾乳期:穀物、牧草類、サプリメント(ビタミン、ミネラル、たん白質)、まれに放牧 搾乳期と比較して給餌量半減、たん白質濃度減少。 (2)肉牛:初期は主に穀物で時間と共に濃厚飼料を加え、たん白質の比率を増加させ、フィードロットでは飼料原料を個別に購入しフィードロットで配合 子牛(離乳前) 0~5(~10)か月 母乳及び牧草(通常母牛と放牧)→子牛(離乳後/フィードロット前) 5~10/12か月 バックグラウンド:穀類、牧草類(干し草、サイレージ、ヘイレージ、コーン・サイレージ、牧草地)、サプリメント(ビタミン、ミネラル、たん白質) ストッカー;一般的に小麦草地→フィードロット 10/12~16/24か月 穀類、牧草類(干し草、サイレージ、ヘイレージ、コーン・サイレージ、牧草地)、サプリメント(ビタミン、ミネラル、たん白質)→繁殖雌牛 概して放牧、冬期にたん白質のサプリメントを給餌する場合あり。
	牛と豚・鶏との混合飼養の有無	家畜飼養農場数(2007年米農センサス);成牛及び子牛約964千戸、養豚約75千戸、採卵鶏約146千戸、ブロイラー約271千戸 牛と共に鶏又は豚を飼養約81千戸(8.4%)。うち牛及び豚を飼養約36千戸(全牛農場のうち3.7%)、牛及び鶏を飼養約72千戸(全牛農場のうち7.5%)
	飼料製造施設	2010年、禁止物質(CMPAF:Cattle Materials Prohibited in Animal Feed (BSE陽性牛のと体や30月齢以上の牛の脳及びせき髄などの高リスク原料)を除く)を扱う施設数317施設。
	飼料給与に関する規制の遵守状況	FDAが作成した検査プログラムに基づいて、FDA及び州の飼料管理局が、飼料製造業者、レンダリング業者及び農家に対して、現地にて反すう動物用飼料に禁止物質が混入することを防止する措置等に関する書類や製造工程を検査。
	飼料製造・流通に関する規制の遵守状況	FDAが作成した検査プログラムに基づいて、FDA及び州の飼料管理局が、飼料製造業者、レンダリング業者及び農家に対して、現地にて反すう動物用飼料に禁止物質が混入することを防止する措置等に関する書類や製造工程を検査。
	飼料サンプリング	試験方法は、顕微鏡分析法が用いられている。2006年には、FDAではPCRやRFLP分析をテストプログラムに追加している。 表 国内品及び輸入品のサンプリング検査 年 国内品 輸入品 合計 検査数 陽性件数 検査数 陽性件数 検査数 陽性件数 2001 0 0 16 0 16 0 2002 13 2 191 2 204 4 2003 194 0 225 22 419 22 2004 666 0 462 21 1,128 21 2005 1,025 2 493 25 1,518 27 2006 966 3 414 1 1,380 4 2007 807 0 290 集計中 1,097 集計中 2008 813 0 207 3 1,020 3 2009 625 0 183 集計中 808 集計中 2010 782 0 215 集計中 997 集計中
	牛由来の肉骨粉を給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について	FDAは、公的改善措置指示(Official Action Indicated:OAI)に該当する製品の廃棄、回収の計画を検討しない違反者に対して、販売停止の指示や警告文書を出し是正措置の報告を求めることとされている。警告文書を受理した違反者は、警告文書を受理後15営業日以内に、FDAに是正措置を報告し、警告文書の発出後90日以内にFDA又は州の飼料管理局が違反者の是正状況について再検査を行うこととされている。
	レンダリングの実施状況	レンダリング施設数・生産量 牛由来材料を扱うレンダリング施設数は171施設(2009年)。 レンダリング処理方法 5%がバッチ式であり、90%が連続式(うち45%が油脂を製造工程に添加する方式)、5%が真空システムを用いる方式で処理。 交差汚染防止対策 1997年、器材・施設分離、又は製造工程の洗浄を義務付け(洗浄手順の文書化、検査時の提示を義務付け)(ただし、通常の洗浄により製造工程の汚染を完全に除去することは容易ではない)専用工場化が進んでおり、最近では2%未満の飼料工場が洗浄により対応。 レンダリング規制 1997年、ほ乳動物由来たん白質を反すう動物に使用することを禁止(牛乳、乳製品、血液、血液製品、ゼラチン、豚由来たん白質、馬由来たん白質及び飼料利用のために加熱した食品残さを除く)。
	SRMの利用実態等	SRMの定義 扁桃と回腸遠位部、及び30ヶ月齢以上の牛についてはせき髄や脳、眼球及びせき柱 ただし、日本向けの輸出牛については、全ての牛からせき髄や脳、眼球、せき柱を除去。 SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態 30ヶ月齢以上の牛からのSRMを食用から除去、除去されたSRMはレンダリング後、豚・鶏用の飼料として利用されていたが、2009年より飼料規制が強化され、BSE陽性牛のと体や30ヶ月齢以上の牛の脳及びせき髄等の高リスク原料(CMPAF)を全ての家畜種の飼料及びペットフードへ使用することが禁止。 SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法 同上

	牛以外の動物のTSE発生状況	<p>【スクレイピー】 スクレイピーは1947年に羊で初めて確認されて以来、米国で発生が継続している。また、2007年以来、Nor98と呼ばれる非定型スクレイピーが発生している。</p> <p>スクレイピーサーベイランス陽性頭数 各年度の陽性頭数(カッコ内はNor98様症例頭数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003</th> <th>2004</th> <th>2005</th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・農場でのサーベイランス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 野外解剖</td> <td>315</td> <td>374</td> <td>461</td> <td>243</td> <td>251(2)</td> <td>128</td> <td>35</td> <td>51(1)</td> </tr> <tr> <td> 生体検査</td> <td>32</td> <td>20</td> <td>31</td> <td>37</td> <td>19</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>・RSSS※</td> <td>23</td> <td>85</td> <td>105</td> <td>70</td> <td>57(2)</td> <td>41(1)</td> <td>37</td> <td>20(4)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>370</td> <td>479</td> <td>597</td> <td>350</td> <td>327(4)</td> <td>175(1)</td> <td>78</td> <td>72(5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※Regulatory scrapie slaughter surveillance: (と畜場でのスクレイピーサーベイランス)</p> <p>【慢性消耗性疾患】 1997年より農場飼育のサーベイランスをはじめ、また、野生動物のサーベイランスもおこなっている。</p> <p>農場での年別陽性件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度(10月1日～9月30日)</th> <th>検査群数</th> <th>陽性群数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2006</td> <td>14,913</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2007</td> <td>17,189</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2008</td> <td>20,629</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2009</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・伝達性ミンク脳症(TME) 伝達性ミンク脳症(TME)は、1947年から1985年の間に11ヶ所のミンク農場で発生が報告された。</p>		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	・農場でのサーベイランス									野外解剖	315	374	461	243	251(2)	128	35	51(1)	生体検査	32	20	31	37	19	6	6	1	・RSSS※	23	85	105	70	57(2)	41(1)	37	20(4)	合計	370	479	597	350	327(4)	175(1)	78	72(5)	年度(10月1日～9月30日)	検査群数	陽性群数	2006	14,913	1	2007	17,189	0	2008	20,629	4	2009		3	2010		1
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010																																																																		
・農場でのサーベイランス																																																																										
野外解剖	315	374	461	243	251(2)	128	35	51(1)																																																																		
生体検査	32	20	31	37	19	6	6	1																																																																		
・RSSS※	23	85	105	70	57(2)	41(1)	37	20(4)																																																																		
合計	370	479	597	350	327(4)	175(1)	78	72(5)																																																																		
年度(10月1日～9月30日)	検査群数	陽性群数																																																																								
2006	14,913	1																																																																								
2007	17,189	0																																																																								
2008	20,629	4																																																																								
2009		3																																																																								
2010		1																																																																								
その他	国内防疫規制	<p>(1)スクレイピー 現行の全国スクレイピー撲滅プログラムは2001年にUSDAにより開始され、以下の6分野に渡っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教育啓発活動と予防 ② 州を越えて移動する羊又は山羊の個体識別とその遵守。 ③ サーベイランス:と畜場でと殺される成羊を対象とした「と畜場でのスクレイピーサーベイランス」(Regulatory scrapie slaughter surveillance(RSSS))及び農場でのサーベイランスを実施している。RSSSは、スクレイピー罹患率が高いことが知られている特徴をもった群を対象としている。農場でのサーベイランスは、スクレイピー症状羊及びスクレイピー患畜接触羊を対象としており、2011年度には解剖を2006件、生体検査を952件行った。 ④ 陽性個体、関連個体の追跡及び検査 ⑤ 遺伝子感受性検査及び接触疑いのある動物の補償による感染群及び感染源群の清浄化。 ⑥ スクレイピー「清浄」群証明プログラム(SFCP) 1992年に業界等が自主的に開始したプログラムで、飼養羊がスクレイピー清浄群由来であることの証明を行う。このプログラムは1997年に修正され、スクレイピー清浄群の証明は、当群を5年以上監視することにより行うこととされた。プログラムの参加群においては、群内の1歳以上のすべての動物を個体識別しなければならない。 <p>これらの国内防疫規制は成果を上げている。2010年度には肉用羊全体における定型スクレイピーの有病率は0.03%と推定されたが、これは2009年度と比較すると40%、2002～2003年に算出された推定有病率と比較すると85%減少している。今後もこの防疫規制を継続し、2017年にはスクレイピーの撲滅を達成することを予定している。なお、2009年の方針変更により、Nor98様非定型スクレイピーについては対象外とされた。</p> <p>(2)慢性消耗性疾患 慢性消耗性疾患について、APHISは、1997年以来、捕獲個体と野生個体の両方のサーベイランスに協力している。感染個体や施設の隔離措置、人道的な安楽殺、感染個体及びその接触個体の検査等について、州当局への支援を行っているほか、殺処分された動物に対する補償を行う。 2002年には、議会の要請を受けて、米国農務省、米国内務省、部族及び州の代表者から構成される対策本部により、野生及び捕獲鹿における慢性消耗性疾患管理の際に州、連邦機関、部族を支援するための計画 (Plan for Assisting States, Federal Agencies, and Tribes in Managing Chronic Wasting Disease in Wild and Captive Cervids) が発表された。本計画では、実行中の研究及び管理措置に対して、地理的境界又は組織の管轄を越えて協調して取り組むこととされ、情報公開、科学的及び技術的な情報の提供、診断、疾病管理、研究及びサーベイランスが含まれている。 群清浄性認定プログラム(Herd Certification Program: HCP)は、州政府、養鹿業界、米国動物衛生協会(USAHA)の協力のもと、2006年にAPHISにより公表されたプログラムで、既存の州政府の枠組みを取り入れている。CWDの伝播リスクを有するオジロジカ属、シカ属、ヘラジカ属を対象とし、参加群は、5年間CWDの兆候がみられなければ「清浄認定」ステータスの証明を受けることができる。また、参加群に個体識別、疾病検査等を要求するほか、対象種の州境を越えた移動の制限を規定している。</p> <p>(3)伝達性ミンク脳症(TME) 1997年にミンク由来たん白質を牛に給与することが禁止されたことから、現在、TMEは牛にほとんどリスクを与えないと考えられている。</p>																																																																								

母集団の構造		米国農業統計局によると、2011年7月現在、米国における牛の飼養頭数は約100,000千頭である。このうち雌成牛又は妊娠中の未経産牛は約40,600千頭(肉用種:約31,400千頭、乳用種:約9,200千頭)、500ポンド(約227 kg)以上の未経産牛は約16,000千頭(肉用種:約4,200千頭、乳用種:約4,200千頭、その他:約7,600千頭)、500ポンド以上の去勢牛は約14,200千頭、500ポンド以上の未去勢牛は約2,000千頭、500ポンド以下の子牛は約27,200千頭とされている。
サーベイランスの概要・成績	実施対象及び実施範囲	現行サーベイランスの対象牛は、品種を問わず、以下のいずれかに合致するものとされている。 ① 年齢を問わず中枢神経症状を呈する牛(中枢神経系の失調(公衆衛生研究所から狂犬病陰性と診断された牛及びFSISにより中枢神経症状又は狂犬病と診断され廃棄処分となった牛が含まれる)に合致する症状を呈している牛を含む。) ② 30か月齢以上で、と畜前検査で廃棄処分となった牛又は健康不良(歩行不能牛、不健康牛又は死亡牛)のためにと畜対象から除外された牛 なお、強化サーベイランスでは、この現行サーベイランスの対象牛に加え、健康と畜牛も対象とされた。
	カテゴリ別の年間母集団	サーベイランスの成績参照
	サーベイランス計画の策定根拠	米国は1990年5月以降、BSEサーベイランスを開始、1992年生まれと1995年生まれの各1頭ずつ自国産牛でのBSE症例が確認された。ここ7年間(2001～2008年)のサーベイランスポイントは5403840点となっており、その水準はOIEの定めるサーベイランス水準も満たしている。
	疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制	疑似患畜及び陽性患畜を検出されると、官公庁等の人員により、リスク牛、関連牛、パースコホート、フェードコホート、産子などが調査され、BSE検査に供せられる。
	サーベイランスの成績	①サーベイランス結果概要 ここ7年間(2001～2008年)のサーベイランスポイントは5403840点、また2007年10月～2008年9月は1121624点、2008年10月～2009年9月は1036849、2009年10月～2010年9月は948593点となっている。 牛の品種別のサーベイランス実施頭数を表に示す。 表 牛の用途別サーベイランス実施頭数(2006年9月～2011年9月) OIEでのサーベイランス区分 合計 % 健康と畜牛 死亡牛 緊急と殺牛 臨床症状牛 肉用牛 1 22,404 28,386 6,982 57,773 27 乳用牛 0 113,976 35,563 5,493 155,932 71 不明 0 1,817 1,861 598 4,276 2 合計 1 138,197 65,810 13,073 217,081 100 ②現行サーベイランスの妥当性の検証 USDAの現行サーベイランス計画案に対するピアレビュー及びその対応について 拡大サーベイランスの結果から、USDAは、サンプル数を減らす100万頭に1頭の検出レベルを維持できるサーベイランス計画案を作成した。計画案は3名の専門家によるピアレビューに付された。USDAは、ピアレビューの結果に基づき、算定を見直すと共に、臨床症状牛等のハイリスク牛に重点を置きサーベイランスを実施することから、USDAは検査規模を4万頭としても、100万頭に1頭の検出感度を持ったサーベイランスが可能であるとした。 ・内閣府食品安全委員会の見解 内閣府食品安全委員会では、2007年1月に現行サーベイランス計画に対する見解として「米国サーベイランス見直しに対する見解について」を公表している。 本見解において、米国サーベイランス計画での検出レベルについては、「100万頭に1頭のBSE感染牛を発見する目的からすれば、ハイリスク牛により重点を置いたサーベイランスであり、その考え方自体は理解できるものであり、サンプル数そのものは少なくなるからといって一概に問題であるとは言えないと考える。」としている。
検査手法	試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法	米国農務省食品安全検査局(FSIS)のガイドラインでは、4本ある永久門歯のうちの3本目が生え始めた時点を30か月齢とするなど、月齢ごとに判定基準が示されている。
	検査材料採取手法	訓練された公衆衛生獣医師や、獣医師の監督のもとAPHISの技術者が脳の採材を行う。
	検査手法(一次検査、確認検査)	2004年6月以降、政府獣医当局及びNational Veterinary service Laboratory(NVSL)に認定されている7つの州の獣医診断施設で、ELISA法によるスクリーニング及びIHC・ウエスタンブロットングによる確定診断を実施している。NVSLはBSEについてすべての確定診断と一部のスクリーニング検査を実施している。
BSE認知プログラム・届出義務等		開業獣医師や検査機関の検査技師、獣医学生、産業界及び生産者に対し、BSEの臨床症状、診断法及び病理について定期的な教育を実施。 USDAはBSEに関する情報が一般市民、産業界並びに州政府及びその他の連邦機関に対して確実に広がるように、透明性確保のための政策を維持。 2001年以降、USDA/APHIS/VSが伝達性海綿状脳症に関する疫学コース、海外動物疾病コース、獣医学生向けのSmith-Kilborneのコースといった多くのコースを毎年開催。 1986年以来、米国ではBSEは法的に届出を義務化。届出に関わるUSDAの部局は、国内獣医師認定事業(NVAP)の管理下。USDA/APHIS/VSは、開業獣医師が連邦及び州の動物衛生担当者と協力してNVAPを運営。米国では、NVAPは1921年、州毎に連邦を代表する獣医師を認定する事業として公式に開始。 加えて、不良な肉及び肉製品が流通しないように、USDA/FSISの職員は米国でと畜する牛の生前生後検査を実施。当該検査において、USDA/FSISの職員は中枢神経障害症状をはじめとした疾病の臨床症状がないか検査。中枢神経障害症状など、特定の疾病の症状を示した牛は食用に利用することは許可されず、当該牛の脳はBSE検査のためUSDAのNVSLに送付。
発生状況	症例数各症例について	現在までに、米国国内で3頭のBSEが確認されている。1番目の事例は2003年12月にワシントン州で確認された乳牛の事例であるが、これはカナダからの輸入牛である。2番目の事例は2005年6月に確認されたテキサス州の自国産肉用牛、3番目の事例は2006年3月に確認されたアラバマ州の自国産肉用牛の事例である。2件の米国産牛の事例は、10歳以上の牛で、米国における1997年に反すう動物への反すう動物由来飼料の規制が実施される以前に出生している。

サーベイランスによる検証

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	トレーサビリティ	<p>1) 個体識別制度の概要</p> <p>a. 全米家畜個体識別システム 米国における個体識別は、これまで長年にわたり牛の結核、ブルセラ病等家畜疾病モニタリング対策の一部として実施されてきた。2006年4月、米国農務省は、口蹄疫等の家畜疾病が発生した場合に48時間以内に感染している家畜とその飼養農場を特定することを目的とした全米家畜個体識別システム(NAIS: National Animal Identification System)の開始を公表した。</p> <p>b. 新たな家畜疾病トレーサビリティシステム 2010年2月、米国農務省は、新たな家畜疾病トレーサビリティシステムを導入することを発表した。新たなシステムは、州境を越えて移動する家畜を対象とし、家畜追跡に目的を絞ったものであるが、参加は任意ではなく義務づけられている。</p> <p>2) 個体識別制度の実施主体及び遵守状況 NAISは米国農務省が主体となって実施され、全米統一的なシステムの構築を目指したが、NAISへの加入は任意であったため、生産者の参加は36%程度にとどまった(2010年2月現在)。それに対し、2010年2月に発表された新たなシステムの実施主体は各州政府であり、USDAの役割は、州政府への支援・協力とされている。2011年8月11日から12月9日までの期間、USDAはこの新たなシステムの法制化に向けてのパブリックコメントを受け付けている。</p>
	と畜頭数	年間にと畜される肉用牛の約90%(約2,510万頭){肉用牛の年間と畜頭数約2,700万頭(去勢牛:約1,650万頭+未経産牛:約1,050万頭、乳用種約400万頭を含む)のうち約2,430万頭+子牛80万頭}が20ヶ月齢以下であるとされている。
各と畜処理の プロセス	と畜場の概要	対日輸出認定施設は、平成23年11月現在で54施設であり、平成17年から平成23年の間に、のべ111施設の現地調査及び査察を行い、対日輸出条件の遵守状況(月齢確認、特定危険部位の除去の状況)等の確認、検証を行った。
	と畜前検査	と畜場に搬入される全ての牛について獣医官自ら又はその監督のもと、食肉検査官が歩行状態などを目視で検査。 と畜前検査により摘発された中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などは食用禁止とし食肉製造ラインから排除され、それらを中心に拡大サーベイランス対象としてBSE検査を実施。食用から排除された高リスク牛はレンダリング処理。
	と畜場でのBSE検査	サーベイランスとして、30ヶ月齢以上の健康と畜牛の一部(2005年7月25日時点で34頭)を検査しているが、健康と畜牛についてスクリーニング検査は行われていない。
	スタンニング	ほとんどのと畜施設は、貫通式キャプティブボルトスタンガンを使用。ただし、空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンは、脳の可視的断片が気絶させた牛の循環系に入り込む恐れがあるため、米国では2004年1月より使用が禁止されている。
	ピッシング	人道的と畜法により禁止されている。
	SRMの除去	国内規制では、全月齢の牛から除くべきSRMの範囲は扁桃、と小腸(回腸遠位部)であり、30ヶ月齢以上の牛のせき髄や脳、眼球、せき柱などについてのみSRMと規定されている。日本向けの輸出牛については、日本向け輸出プログラムに基づき、全ての牛からSRMの除去を行う。食肉検査官(獣医師を含む)が目視によりSRMの除去を確認している。
	SSOP、HACCPに基づく管理	SSOPとHACCPにより手順書を文書化し、実施記録を保存している。
食肉等の リスク	食肉及び機械的回収肉(MRM)	30ヶ月齢以上の牛の頭蓋骨、せき柱を先進的機械回収肉(AMR)に使用することが禁止されている。
	内臓	牛の内臓については、扁桃が除去された舌、回腸遠位部が除去された腸管、胃、肝臓、膀胱などが日本に輸出されていた実績がある。舌のリスクは、扁桃組織の付着や汚染によるリスクであるが、米国では、舌を切り出す際の留意事項について写真を用いたマニュアル(SSOP)を周知し、リスク回避の徹底を図っている。A40による月齢判別及び内臓と枝肉を対応して識別管理できる場合には日本向けに輸出が可能である。
その他	日本向け輸出の付加的要件等	<p>①SRMは全月齢の牛から除去すること。</p> <p>②牛肉等は生産記録に基づく個体月齢証明又は集団月齢証明、もしくは枝肉の格付を通じた月齢証明により20ヶ月齢以下と証明される牛由来とすること。</p>

国別情報整理シート(暫定版)
(カナダ)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-2010	合計
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数
生体牛の輸入	輸入実績	英国	111					111
		欧州(中程度汚染国)	10					10
		欧州(低汚染国)		9	19			28
		米国	260,264	474,388	798,667	528,588	225,170	2,287,077
		カナダ						
		その他()		3	15			18
	合計		260,385	474,400	798,701	528,588	225,170	2,287,244
	暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国						
		欧州(中程度汚染国)						
		欧州(低汚染国)						
		米国						
		カナダ						
		その他()						
合計		0	0	0	0	0	0	
注1:地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。								
肉骨粉(MBM)の輸入	輸入実績	英国						0
		欧州(中程度汚染国)		46	54			100
		欧州(低汚染国)		1,838	9,108			10,946
		米国	18,430	64,816	148,857	82,792	55,056	369,951
		カナダ						
		その他()		8	18			26
	合計		18,430	66,708	158,037	82,792	55,056	381,023
	暴露要因となった可能性のある肉骨粉	英国						
		欧州(中程度汚染国)						
		欧州(低汚染国)						
		米国						
		カナダ						
		その他()						
合計		0	0	0	0	0	0	
注1:地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。								
動物性油脂の輸入	輸入実績	英国						0
		欧州(中程度汚染国)						0
		欧州(低汚染国)						0
		米国				82,792	82,388	165,180
		カナダ						
		その他()						0
	合計		0	0	0	82,792	82,388	165,180
	暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国						
		欧州(中程度汚染国)						
		欧州(低汚染国)						
		米国						
		カナダ						
		その他()						
合計		0	0	0	0	0	0	
注1:地理的リスク(GBR)評価において、I、IIとされた国を除く。 注2:1986年～2000年データ集計中								

輸他そ 入のの	飼料用タンケージ 骨粉
遵守状 況等 の概 要 輸 入 規 制	<p>【生体牛】1990年、英国及びアイルランドからの反すう動物の輸入を禁止。1994年、BSE発生国からの生体牛の輸入を禁止。1996年、CFIAがBSE清浄国とした国以外からの生体牛の輸入を禁止。1998年、羊及び山羊についてもCFIAがBSE清浄国とした国以外からの生体牛の輸入を禁止。2000年、カナダ政府による総合的なリスク評価によってBSE清浄と認定された国からのみ反すう動物の輸入を許可。</p> <p>2005年12月、カナダ政府は、輸出国を3つのカテゴリーに分類(無視できるBSEリスク、管理されたBSEリスク及び不明のリスク)する輸入規制を導入。本規制は2010年8月に改正され、現在に至る。</p> <p>米国産生体牛については、2003年12月の米国でのBSE発生確認を受け、と畜場直行牛を除く生体牛の輸入制限。</p> <p>2004年4月に肥育子牛(雄子牛)及び一時的に滞在する牛の輸入再開。2005年3月に30か月齢未満のと畜目的の牛の輸入再開。2006年6月に1999年以降に生まれたすべて米国産牛の輸入を認可。</p> <p>【肉骨粉】1988年に米国産を除き、全ての肉粉、骨粉及び血粉の輸入を禁止。</p> <p>1990年に肉骨粉を含むレンダリング産物について、カナダ政府が重要疾病の侵入の危害要因とならない製品であると認めた場合に限り、米国以外からの輸入を再開。1996年、反すう動物由来原料を含む動物用飼料及びペットフード並びに動物用飼料及びペットフードの原料とする製品は、カナダ当局によってBSE清浄国と認定された国(オーストラリア、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン及び米国)以外輸入禁止。</p> <p>1997年、すべてのレンダリングされた動物由来製品について、反すう動物への使用可否による製品の分類及びその分類に基づく制限が規定され、これに基づき輸入を許可。また、血液、乳を除く反すう動物を原料とするレンダリング製品は、BSE清浄国と認められていない国からの輸入禁止)。1998年、羊及び山羊由来原料の製品も輸入制限対象。また、輸出に際して、輸出認定国へは当該国でと畜された動物であることの証明を要求。2000年、カナダがBSE清浄国と認めないいかなる国からの、血粉、フェザーミールを含む全動物種由来の全てのたん白質含有製品の輸入禁止(養殖魚用のレンダリングされた血液製品のフランスからの輸入及び同じく養殖魚用のブタ肉骨粉のデンマークからの輸入を除く)。</p> <p>2005年12月に輸出国を3つのカテゴリーに分類(無視できるBSEリスク、管理されたBSEリスク、不明のリスク)する輸入規制を導入した(Canadian BSE Import Policies (2005))。本規則は2010年8月に改正され、現在に至る(Canadian BSE Import Policies (2010))。</p> <p>【動物性油脂】1982年、米国からの非食用動物由来油脂の輸入開始。1988、非食用に限らず、米国からの油脂の輸入を認可。1996年、タローはBSEに特化した輸入規制の適用対象から除外され用途を限定せず、オーストラリア、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー及びスウェーデンから輸入開始。2000年にたん白質を含まないタロー及びタローから製造された製品については、不溶性不純物の最大許容値を0.15%とし、これに関する証明及び交差汚染を防ぐ措置に関する証明がある場合については、BSE非清浄国から輸入可能とされた(Canadian feed policy and BSE(2005), Appendix 1)。</p> <p>2005年12月、カナダ政府は、輸出国を3つのカテゴリーに分類(無視できるBSEリスク、管理されたBSEリスク、不明のリスク)する輸入規制を導入した(Canadian BSE Import Policies (2005))。本規制は2010年8月に改正され、現在に至る(Canadian BSE Import Policies (2010))。</p>

	飼料給与規制	1997年、ほ乳動物由来たん白質を反すう動物に使用することを禁止(牛乳、乳製品、血液、血液製品、ゼラチン、豚由来たん白質、馬由来たん白質及び飼料利用のために加熱した食品残さを除く。 2007年、SRM(30か月齢以上の牛の頭蓋骨、脳、三叉神経節、眼球、扁桃、せき髄、背根神経節及びすべての月齢の牛の回腸遠位部)を、全ての家畜種の飼料、ペットフード及び肥料への使用禁止。同時に、不溶性不純物の濃度が0.15%を超えた反すう動物由来の油脂の反すう動物用飼料への利用禁止。また、併せて、反すう動物用飼料に使用可能なゼラチンは皮由来のものに限定。なお、不溶性不純物の濃度が0.15%を超えた反すう動物由来油脂は、全ての動物への使用を禁止。
	飼料給与方法	補助飼料のたん白源として、ほ乳動物由来たんぱく質(牛乳、乳製品、血液、血液製品、ゼラチン、豚由来たん白質、馬由来たん白質及び飼料利用のために加熱した食品残さを除く)の使用禁止 (1)乳牛;子牛(離乳前)0~4週 代用乳/全乳→4~10週 スターター(穀物)追加(雄の子牛は子牛肉用にと殺)→未経産雌牛10週~15か月 穀物、牧草類、サプリメント(ビタミン、ミネラル、たん白質)、全経営の6.2%で乳以外の動物由来たん白質飼料を使用→未経産雌牛(種付け~第1産)15~24か月 穀類、牧草類が同量、たん白質濃度減少→泌乳期;穀物、牧草類、サプリメント(ビタミン、ミネラル、たん白質)、まれに放牧 乾乳期;(妊娠末期60日間)穀物、牧草類、サプリメント(ビタミン、ミネラル、たん白質)、まれに放牧 搾乳期と比較して給餌量、たん白質濃度半量 (2)肉牛;子牛(離乳前)0~7か月 母乳及び放牧→子牛(離乳後/フィードロット前)7/10~12か月 バックグラウンダー;穀類、牧草類(干し草、サイレージ、ヘイレージ、コーン・サイレージ、牧草地)、サプリメント(ビタミン、ミネラル、たん白質) ストッカー;麦畑等→フィードロット10/12~16/24か月 穀類、牧草類(干し草、サイレージ、ヘイレージ、コーン・サイレージ、牧草地)、サプリメント(ビタミン、ミネラル、たん白質)→繁殖雌牛 放牧、牧草(穀類添加有)
	牛と豚・鶏との混合飼養の有無	カナダ統計局の2011年の統計資料によると、カナダには約97千戸の牛飼育農家(子牛・成牛含む)がある。2006年のカナダの農業センサスによると、乳牛飼養農場数は14,651戸、肉牛飼養農場数は60,947戸であった。混合飼養の状況については、カナダ当局の説明によると、牛を飼養している農場の約7%が牛と共に豚、鶏等の牛以外の家畜も同時に飼養している。
	飼料製造施設	2010年現在の飼料製造施設の施設数は全体で496、禁止物質(SRMを除く)も扱う施設数は96、そのうち非反すう動物用飼料と共に反すう動物用飼料を製造する施設数は39 カナダには飼料生産量の統計はない。カナダ国内の家畜の平均的な飼料消費量に基づくCFIAの推計によれば、2007年の推定総生産量は、約4,000万トン(実重量)となっている。また、飼料業界の推計によると、生産される飼料の3分の1は飼料製造業者によって生産されており、残り3分の2は畜産農家によって自家配合により生産されている。なお、牛と豚・鶏を混合飼養している農場が全体の7%のみであることから、CFIAは、農場における自家配合の際に交差汚染が生じた場合でも、カナダ全体におけるBSE発生リスクに与える影響は小さいとしている。
飼料規制の概要・遵守状況等	飼料給与に関する規制の遵守状況	飼料規制の遵守状況は、CFIAが、飼料製造業者、レンダリング業者、農家及び飼料販売業者に対して、現地に反すう動物用飼料に禁止物質が混入することを防止する措置等に関する書類や製造工程の検査を行うことにより確認されている。CFIAの検査官数については、2002年度には74名の専任検査官がおり、飼料製造業者の検査頻度を3年に1回から1年に1回に増やすため、2005年にさらに115名の検査官を採用した(検査官は合計で189名)。検査において飼料規制に関する違反が発見された場合、食品安全又は家畜衛生上重大な問題を生じる可能性のある違反であれば、検査官は直ちに製品の出荷停止等の管理措置を求める。また、全ての違反について文書(CAR: Corrective Action Requests)により是正措置報告を求める。CARIには、改善策をCFIAに提出する期限(立入検査から30日以内)及び是正措置の完了までの期限(立入検査から60日以内)が記載され、是正措置完了後30日以内に再検査が行われる。再検査時にも改善が見られない場合は、警告文書の発出、行政制裁金の適用又は罰則の適用といった追加措置がとられる。また、違反が意図的であったり繰り返されるような場合には、製品の出荷停止等の強制措置がとられる。罰則としては、動物衛生法に基づき、陪審によらない即決判決の場合は、5万ドル以下の罰金若しくは6か月以下の懲役又はその両方、正式起訴された犯罪の場合は、25万ドル以下の罰金若しくは2年以下の懲役又はその両方が科せられるとされているが、2010年までに罰則の適用事例はない
	飼料製造・流通に関する規制の遵守状況	混合飼料の輸入は米国からのものが大半であるが、その他中国、フランス等からも輸入されている。2010年の配混合飼料の輸入総量は157,390トンであり、うち米国産が141,961トン カナダ政府の説明によると、飼料の製造業者に対する検査は、1997年から2002年までは3年に1回の頻度で実施していたが、多くの国々におけるBSEの継続的な広がりやBSEまん延をコントロールする際の飼料規制の重要性を鑑み、2002年以降は年1回実施することとされた。その後、2007年より、SRM以外の禁止物質を扱いかつ反すう動物用飼料を製造している施設については、検査を年間最大4回実施することとされたが、2009年からは伝達性海綿状脳症(TSE)の伝播リスク及び医薬品の残留リスクに応じて製造施設をカテゴリー分けし、カテゴリーごとに検査頻度を定めることとされた。このカテゴリー分けでは、①SRM以外の禁止物質を扱いかつ反すう動物用飼料を製造していること及び②休業期間の定められている医薬品を含む飼料又は複数の家畜種用の医薬品添加飼料を製造していることの両方を満たす製造施設が最もリスクが高く、年間最大3回検査を受けることとされている。2002年以降の現地検査の結果は、表に示したとおりである。全ての飼料製造施設を検査しており、そのうち、重大な違反は10件(2004年、2005年、2006年)であった。なお、重大な違反とは、禁止物質と反すう動物用飼料の分離手順が不十分である等、公衆衛生上又は家畜衛生上のリスクを生じる可能性があるとしてCFIAが警告等の手続きを行った違反をいう。
	飼料サンプリング	飼料製造施設におけるサンプリング検査は、現在、反すう動物用飼料に使用が認められている血液たん白質や乳たん白質が反すう動物用の飼料原料に含まれていた場合に、これらと反すう動物由来の禁止物質とを識別する有効な検査手法が確立されていないため、行われていない。しかしながら、反すう動物用飼料へのSRM以外の禁止物質含有が疑われる事例で、CFIAが当該違反行為について告発を行おうとする場合は、違反の証拠を得るための補助的検査としてCFIAオタワ研究所において顕微鏡検査又はPCR検査を行うことも可能となっている。 表 飼料製造施設に対する現地検査結果 年度 検査総数 禁止物質取扱施設数 検査数 重大な違反*(製造施設数) 2002 479 212 212 0 2003 540 134 134 0 2004 525 132 132 3 2005 505 109 109 6 2006 553 129 129 1 2007 549 106 106 0 2008 528 76 76 0 2009 481 71 71 0 2010 496 96 96 0 *公衆衛生上又は家畜衛生上のリスクを生じる可能性のある違反
	牛由来の肉骨粉を給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について	飼料・レンダリング施設においては、畜種別に施設の専用化等が進められている。
	レンダリング施設数・生産量	2010年、禁止物質を扱うレンダリング施設は10施設 レンダリング施設における禁止物質を含む肉骨粉の生産量は約28万トン(2007年)

レンダリングの実施状況	レンダリング処理方法	<p>連続式8施設(104~146℃、20~180分、0(真空)~1気圧)及びバッチ式2施設(156・275F、120・165分、0気圧(真空))</p> <p>①SRMを取り扱い、かつSRM以外の禁止物質及び(又は)非禁止物質を取り扱っているレンダリング施設については、CFIAの検査官が常駐しており、②SRMの処理のみを行っている施設及び③SRM以外の禁止物質及び非禁止物質を取り扱っている施設については、4半期に1回検査が行われている。また、④SRM以外の禁止物質のみを取り扱っている施設については年2回、⑤非禁止物質のみを取り扱っている施設については年1回検査が行われている。</p> <p>2002年以降の現地検査の結果概要は表に示したとおりであり、そのうち、重大な違反は1件(2006年)であった。</p> <p>なお、動物性油脂を製造しているレンダリング施設については、当該施設が実施する製品サンプリング検査により、家畜の飼料原料となる反すう動物由来油脂の不溶性不純物濃度が0.15%を超えないことが確認されていること等について、製造記録に基づき確認が行われる。</p> <p>なお、2010年現在、レンダリング施設数は49であり、そのうち禁止物質が取り扱い可能なレンダリング施設数は10であった。このうち、SRMも取り扱い可能なレンダリング施設は3施設存在する。</p> <p>表 レンダリング施設に対する現地検査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検査総数</th> <th>禁止物質取扱施設数</th> <th>検査数</th> <th>重大な違反*(施設数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2002</td><td>30</td><td>19</td><td>19</td><td>0</td></tr> <tr><td>2003</td><td>30</td><td>17</td><td>17</td><td>0</td></tr> <tr><td>2004</td><td>29</td><td>12</td><td>12</td><td>0</td></tr> <tr><td>2005</td><td>30</td><td>11</td><td>11</td><td>0</td></tr> <tr><td>2006</td><td>29</td><td>11</td><td>11</td><td>1</td></tr> <tr><td>2007</td><td>31</td><td>8</td><td>8</td><td>0</td></tr> <tr><td>2008</td><td>48</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td></tr> <tr><td>2009</td><td>48</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>*公衆衛生上又は家畜衛生上のリスクを生じる可能性のある違反</p>	年度	検査総数	禁止物質取扱施設数	検査数	重大な違反*(施設数)	2002	30	19	19	0	2003	30	17	17	0	2004	29	12	12	0	2005	30	11	11	0	2006	29	11	11	1	2007	31	8	8	0	2008	48	10	10	0	2009	48	10	10	0
年度	検査総数	禁止物質取扱施設数	検査数	重大な違反*(施設数)																																											
2002	30	19	19	0																																											
2003	30	17	17	0																																											
2004	29	12	12	0																																											
2005	30	11	11	0																																											
2006	29	11	11	1																																											
2007	31	8	8	0																																											
2008	48	10	10	0																																											
2009	48	10	10	0																																											
	交差汚染防止対策	<p>【と畜場】30か月齢以上の牛のと体から除去されたSRMは染色により標識され、内容物がSRMである旨を表示した専用容器に保管される。(1997年7月25日)</p> <p>食用に適さない牛のと体(SRMが除去されていないと体)については、と体自体が染色により標識され、SRMとして取り扱われる(と畜場の施設内で処分されるものは標識の必要なし)。</p> <p>レンダリング業者は、不溶性不純物が0.15%以下の動物性油脂を除き、SRMを含む肉骨粉等を染色により標識。(Rendering Plant Inspection Program Verification Task Procedures)レンダリング業者は、原料の受入れにあたって、収集時の積込み及び輸送の記録により原料が禁止物質又は非禁止物質のいずれであるかを確認。</p> <p>【レンダリング施設】において、反すう動物用の飼料原料と禁止物質の交差汚染を防止するために、製造施設又はラインを分離することを義務づけ(2007年からは分離が必須。クリーニング等は不可。)(1997年7月25日)</p> <p>「牛、羊、鹿又は他の反すう動物に給与してはいけない」と製品に表示(1997年7月25日)。</p> <p>原料の受入れや製品の出荷に関する帳簿を少なくとも10年間保管(1997年7月25日)。</p> <p>【飼料製造施設】反すう動物用飼料と禁止物質(2007年に飼料規制が強化(2006年6月23日された以降はSRM以外の禁止物質)を含む非反すう動物用飼料の製造施設又は製造ラインを分離または製造ラインのクリーニングの義務づけ(1997年7月25日)。</p> <p>「牛、羊、鹿又は他の反すう動物に給与してはいけない」と飼料に表示。</p> <p>禁止物質の受入れや禁止物質を含む飼料の出荷に関する帳簿は、少なくとも10年間保管(1997年7月25日)</p> <p>【農場段階】全ての飼料及び動物性たん白質を含む飼料原料について、購入数量、購入日、供給業者の名称及び住所、製造年月日の記録を保管。配合原料と配合量、機器の洗浄に用いた手法等の記録を保管(購入記録については2年間、製造記録については10年間(1997年7月25日)。</p>																																													
	レンダリング規制	<p>①SRMを取り扱い、かつSRM以外の禁止物質及び(又は)非禁止物質を取り扱っているレンダリング施設については、CFIAの検査官が常駐しており、②SRMの処理のみを行っている施設及び③SRM以外の禁止物質及び非禁止物質を取り扱っている施設については、4半期に1回検査が行われている。また、④SRM以外の禁止物質のみを取り扱っている施設については年2回、⑤非禁止物質のみを取り扱っている施設については年1回検査が行われている。</p> <p>処理規格についての特段の規制はない。</p>																																													
SRMの利用実態等	SRMの定義	<p>回腸遠位部及び30ヶ月齢以上の扁桃、せき髄や脳、眼球、せき柱。</p> <p>SRMを除去しないと体はSRMとして取り扱う。</p> <p>日本向けの輸出牛については、日本向け輸出プログラムに基づき、全ての牛からSRMの除去を行う。</p>																																													
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態	<p>と畜場で除去されたSRM並びに、死亡牛、と畜場で食用に回らない牛(ダウナー牛、異常牛)、30ヶ月未満の健康牛のすべてに由来するSRMは豚・鶏用の飼料として利用されていた。</p> <p>2007年、SRM(30か月齢以上の牛の頭蓋骨、脳、三叉神経節、眼球、扁桃、せき髄、背根神経節及びすべての月齢の牛の回腸遠位部)を、全ての家畜種の飼料、ペットフード及び肥料への使用禁止。</p>																																													
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法	<p>SRMが回収、識別、封じ込めされない場合、SRMを含む全ての動物種の全ての不可食部分は恒久的に施設内にとどまらなければならない。SRMを施設内で廃棄する場合、SRMを含む全ての動物種の全ての不可食部分は恒久的に施設内で封じ込められなければならない。</p> <p>封じ込め方法は州及び市の基準に適合したものでなければならない。州及び市の許可をえて不可食部分をコンポスト化することは可能だが、その場合コンポスト化された製品をCFIAの許可なく搬送することはできない(日本向け牛肉等の輸出条件)。</p>																																													
	牛以外の動物のTSE発生状況	<p>(1) スクレイピー スクレイピーは1938年に羊で初めて診断されて以来、カナダで広く発生。1984年から2010年の間に、カナダ全土で190例摘発され、うち、2007年以来、7例のNor98様非定型スクレイピーを確認。</p> <p>(2) 慢性消耗性疾患(CWD) 慢性消耗性疾患は、1996年にサスカチュワン州においてヘラジカ(elk)で初めて確認。1996年以降2011年までに、カナダ全土で66の養鹿群において摘発。サスカチュワン州で日常的に発生が確認されている他、アルバータ州でも発生報告。</p>																																													

その他	国内防疫規制	<p>(1) スクレイピー 1950年代からスクレイピー対策に取り組み、現行の全国的なスクレイピー対策は、以下の4分野。 ・ 自主的スクレイピー清浄群証明プログラム(A Voluntary Scrapie Flock Certification Program; VSFCP):2004年に開始されたプログラムで、飼養羊がスクレイピー清浄群由来であることを証明。スクレイピー清浄群の証明は、当群を5年以上監視することにより行うが、スクレイピー抵抗性遺伝子型の確認及び疾病サーベイランスを組み合わせれば、より短い監視期間で清浄群の証明を得ることが可能。本プログラムへの参加決定権は生産者にあるが、一旦プログラムに参加すると、国の基準の遵守を義務化。 ・ スクレイピー陽性群に対する殺処分及び補償 ・ 羊の個体識別プログラム(Canadian Sheep Identification Program):2004年に開始された、義務的なプログラム。カナダ国内で生まれた羊は、生まれた群から離れるまでに個体識別耳標を装着。問題発生時には、カナダ牛個体識別庁(CCIA)のデータベースにより、羊の移動記録を追跡。 ・ 全国スクレイピーサーベイランスプログラム(National Scrapie Surveillance Program):州政府及び業界の協力を得て、2005年にCFIAが開始した羊及び山羊を対象とした国内サーベイランスプログラム。12か月齢を越えて農場で死亡したすべての羊及び山羊は、CFIAに承認された検査機関でスクレイピー検査。また、原因不明の体重減少、起立又は歩行の異常若しくは行動の変化を示す12か月齢を越えた羊及び山羊について、CFIAに報告。 また、2005年から2008年まで、カナダ純血種羊スクレイピー遺伝子型調査(National Survey of Scrapie Genetics in Canadian Purebred Sheep)を実施。同期間に、9,300頭の純血種の羊の血液サンプルが国内5か所の検査機関に提供され、遺伝子型決定検査に供された。検査結果は全国遺伝子型データベースに加えられ、羊飼養農家の繁殖計画を作成。2009年3月31日現在、本データベースに遺伝子型情報が掲載されている羊は596農場の18,966頭。</p> <p>(2) 慢性消耗性疾患(CWD) CFIAはCWD撲滅対策措置を2000年10月から実施。現行のサーベイランスは州政府主導で実施されており、その規模は州ごとのCWD感染リスク及び感染状況によって様々で、マニトバ州、サスカチュワン州、アルバータ州及びユーコン準州では検査は義務的であるが、その他の州では自発的に実施。近年の摘発例はこのサーベイランスにより確認。 CWD自主的群清浄性証明プログラム(CWD Voluntary Herd Certification Program)は、2002年にCFIAにより提示された基準に基づいて、ケベック州、マニトバ州、サスカチュワン州、アルバータ州、ユーコン準州並びにブリティッシュコロンビア州政府、及びその他の州においてはカナダ鹿評議会(Canada Cervid Council)が実施。プログラムへの参加鹿群は個体識別、疾病検査等を要求されるが、5年間CWDの兆候がみられなかった群は「清浄認定」ステータスを証明。CFIAは国内基準の設定の他、州政府のプログラムの認定及び評価を行い、国内の参加群及びそのステータスのリストを年4回公表。</p> <p>3. サーベイランス結果 スクレイピーのサーベイランス結果としては、1984年から2010年までに190の飼養群で陽性を確認。また、Nor98様非定型スクレイピーの発生状況は、サスカチュワン州で2007年1例、2009年1例、2010年1例。オンタリオ州で、2009年2例、2010年1例。アルバータ州で2009年1例。</p>
-----	--------	---

	母集団の構造	<p>1)母集団の構造 カナダ統計局によると、2011年7月現在のカナダにおける牛の飼養頭数は13,870千頭とされている。このうち、1歳以上の去勢されていない雄牛は235千頭、肉用雌牛は4,202千頭、乳用牛が982千頭であり、未経産の若齢雌牛は乳牛の更新目的として447.3千頭、肉牛の更新目的として662.2千頭、と畜目的として1,122千頭とされている。また、1歳以上の去勢牛は1,472.1千頭、1歳未満の子牛が4,728千頭とされている。 各州単位の飼養頭数については、最も多いのはアルバータ州の5,516千頭、次にサスカチュワン州の3,060千頭、オンタリオ州の1,771千頭となっている。肉用牛の飼養頭数(雌)については、アルバータ州の1,659千頭、次にサスカチュワン州の1,267千頭、マニトバ州の499千頭であり、乳用牛については、ケベック州が364千頭、オンタリオ州が322千頭、アルバータ州が91千頭となっている。 2010年の年間と畜頭数は、約3,447千頭</p> <p>サーベイランス検体数 サーベイランスプログラムが開始された1992年の検査対象及び検査目標頭数は、当時のOIEコードにおいて、24か月齢超の牛100万頭あたり1頭の感度でBSEの発生の有無を確認するために必要とされていたBSE様症状を示す300頭であった。その後、狂犬病疑似患畜で陰性とされた動物をテストするほか、連邦政府により検査されていると畜場、州及び大学の獣医検査室由来の成牛で神経症状を見せている牛も対象とされた。1996年からは、州の農業省管轄下にあると畜場で収集されたサンプルの収集が開始された。 2001年には、検査対象は、サーベイランスプログラムが連邦政府で検査されていると畜場のうちのいくつかにおいて、非神経症状の理由で不良処分対象となった牛にまで広がられた。2002年からはサーベイランスプログラムが強化され、と畜場における到着時死亡牛(DOAs: dead on arrival)、緊急と殺牛及び歩行不能牛(ダウナー牛)もサーベイランス対象にとなった。さらに、同年、死亡牛(fallen stock)の多くが検査対象とされた。 2004年に開始された現行のサーベイランスでの検査計画頭数は、100万頭あたり2頭の有病率がある場合に、95%の信頼を持って少なくとも1頭のBSE症例を検出するのに必要な頭数として計画され、実施初年である2004年は8,000頭とし、2005年以降は毎年30,000頭の検査を実施することとされた。また、州別の検査計画頭数は牛の飼養頭数に比例することとされた。</p>
サーベイランスの概要・成績	実施対象及び実施範囲	<p>サーベイランス制度の概要 カナダでは、1992年から中枢神経症状牛や歩行困難牛等の高リスク牛を対象としたサーベイランスが開始された。 2003年5月のカナダ国内におけるBSE感染牛発見以降、2004年からはサーベイランスの目的を成牛群におけるBSE有病率の評価に変更した拡大サーベイランスを開始した。サーベイランス計画案が作成され、2004年はプログラム初年度として8,000頭、2005年以降は年間3万頭以上の牛を検査することとした。 カナダにおけるBSEサーベイランスの結果、2011年10月現在、18例のBSE感染牛が発見されている。 アルバータ州でのサーベイランスプログラム アルバータ州農業地域振興局とCFIAは2008年7月1日からアルバー州におけるサーベイランス対象牛を変更し、BSEサーベイランスの焦点を108か月齢(9歳)以下の高リスク牛へ絞り込んだ。神経機能不全を含む臨床症状を示した場合は、108か月齢(9歳)以上の牛であっても引き続き検査の対象となる。なお、カナダ国内の他の地域のBSEサーベイランスプログラムに変更はない。</p>
	カテゴリ別の年間母集団	サーベランスの成績の項目参照。
	サーベイランス計画の策定根拠	2004年に開始されたサーベイランスでの検査計画頭数は、100万頭あたり2頭の有病率がある場合に、95%の信頼を持って少なくとも1頭のBSE症例を検出するのに必要な頭数として計画され、実施初年である2004年は8,000頭とし、2005年以降は毎年30,000頭の検査を実施することとされた。また、州別の検査計画頭数は牛の飼養頭数に比例することとされた。
	疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制	陽性患畜を検出した際には、生存しているコホート牛(出生コホート、飼料コホート、産子)については、最終的に安楽死される。
	サーベイランスの成績	<p>サーベイランスの結果 2004年～2008年のデータはOIEが採用しているポイント制に従っている。2008年度は死亡牛18,995頭、緊急と殺牛17,208頭、臨床症状牛320頭の検査が実施され、サーベイランスポイントは223,659ポイントであった。</p>
サーベイランスによる検証	試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法	<p>個体識別以外の方法における月齢確認方法 農場及びと畜場における月齢確認は、個体識別制度に基づく耳標やデータベースにより行われる。また、血統登録協会発行の出生記録の原本を利用して月齢確認を行うことも認められている。これらの証明がない場合には、歯列による月齢推定が行われる。</p> <p>サーベイランス対象となるリスク牛の基準 ・臨床症状牛・年齢を問わずBSE様の神経症状を示す牛 30か月齢超の成牛のうち、BSE様ではない神経症状を示すもので、狂犬病症状を示すか、その他の中枢神経系疾患を示しているもの ・死亡牛 原因不明で死亡していた動物(30か月齢超) ・歩行不能牛(ダウナー牛) 起立もしくは歩行不能の動物(四肢の骨折、骨盤又は背骨の骨折、又は重度に衰弱した牛を含む(30か月齢超) ・事故牛、又は緊急と殺した動物 生前検査の際に、通常から逸脱した行動・外見を見せる動物 ・人の食用に適さないとされる疾病、又は状態にあると疑われる全ての牛(30か月齢超)</p> <p>このうち、臨床症状牛は、サーベイランスデータベースを用いて疫学者による分析を経て、次のとおり定義された。 すなわち、 ・1週間超から6か月以下の間、以下のうち1つ以上を満たす場合：ボディ・コンディション・スコアが1ないし2。削瘦(thin)、衰弱(emaciated)、体重減少(losing weight)、悪液質(cachexia)、元気消失(poor doing)、健康状態が悪い(poor condition)、体格不良(poor body condition)、発育・状態の不良(poor doer)であり、かつ、神経症状をみせている又は行動に変化がみられるもの。</p> <p>これらの基準によって分類された牛のうち、短期間(1週間未満)に上記の状態変化がみられる場合、分娩に関連した疾病(閉鎖性麻痺など)、ヨーネ病のような感染疾病、蹄部潰瘍などによる運動不全と説明がつくもの、片側性跛行、その他6か月超観察されている状態のものは臨床症状牛から除外されている。 また、神経症状牛のうち、狂犬病陰性とされたものも臨床症状牛とされた。</p>
	検査材料採取手法	連邦及び州の検疫官、獣医で研修を受けたものや獣医病理学者やテクニシャンによって採材が実施される。
	検査手法(一次検査、確認検査)	BSEの検査方法については、1992年から病理組織学的検査、1994年から免疫組織化学(IHC)検査法が導入された。カナダ国内牛1例目の確認を受け、2003年9月にはウェスタンブロット(WB)法が導入され、2004年にはELISA法が導入された。現在、TSE検査機関ネットワークに属する州の病理学的検査機関やCFIAネットワーク6施設で、ELISA法及び免疫クロマトグラフ法による迅速検査を行い、陽性結果が出たサンプルはカナダ国立海外病センターにあるBSEリファレンスラボに送付され、IHC法により確定診断が行われる。ただし、サンプルの状態により解剖学的に脳幹部(門部)が特定できない場合や、迅速検査とIHC検査の結果に相違がある場合は、WB法が用いられる。

<p>BSE認知プログラム・届出義務等</p>	<p>カナダでは、BSEが通報対象疾病とされた1990年から、BSEに関する認知・教育プログラムが開始され、以後BSEに対する政策変更及び状況の変化に対応しプログラムの強化が行われている。 BSE認知・教育プログラムは、CFIA検査スタッフへの海外動物疾病のトレーニングの一つにBSEを組み込むことから開始され、英国から輸入された牛の徴候についてモニタリングするように牛の飼養者に指示された。また、地方の獣医病理検査室を介した農場におけるパッシブサーベイランス及びと畜場でのアクティブサーベイランスが開始された。1993年の輸入牛での摘発に続き、1997年の飼料規制の導入、次いでカナダ国産牛でのBSE診断への対応に続いた。</p> <p>具体的なプログラム内容は多岐にわたっており、講演会、インターネットサイト、論文及び業界誌、ビデオ、産業界の集会でのブース設置及びプレゼンテーション、ポスター及びパンフレットによる。プログラムの対象者は、主要な牛生産者、カナダ食品監視検査官、地方の政府職員、市役所職員、生産者グループ（地方、国）、牛のオークション市場、フィードロット所有者、放牧共同体、死廃牛収集業者及びレンダリング業者、連邦政府又は地方のと畜業者、民間獣医師(カナダ獣医師会、地方の獣医師会、獣医科大学)である。</p> <p>プリオンに関する研究拠点間のネットワークであるPrioNet Canadaは、学際的な研究への資金提供と共に、TSEに関する教育・訓練及び市民へのプリオンに関する情報提供を行っている。</p> <p>BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務 BSEは1990年11月からカナダの動物衛生法に基づき報告が義務化された。BSEが疑われる症例があった場合、すなわち、通常、24か月齢超で、以下の徴候のうち3つ以上該当する場合、CFIAに報告が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旋回時又は起き上がり時の体勢に整合性が欠ける又は通常と異なっている場合 ・ 振戦 ・ 接触、音又は光に対する過剰反応 ・ 沈鬱、興奮又は不安 ・ 頭位異常 ・ 戸口、門又は柵から出入りする際に嫌がる場合 ・ 食欲があるにもかかわらず、体重減少、ボディーコンディションの不全や乳量の減少が認められる 	
<p>発生状況</p>	<p>症例数 各症例について</p>	<p>カナダにおける最初のBSE陽性牛確認は、1993年のイギリスから輸入されたサレール種においてである。その後、2003年5月にカナダ国内生産牛でBSEが初めて確認された。2011年11月までに、カナダ国内でカナダ産牛でのBSE陽性牛は合計18例が確認されており、そのうち2例が非定型BSE(6例目:H型、11例目:L型)であった。 2011年11月現在、カナダでは、アルバータ州で13例、プリティッシュコロンビア州で4例及びマニトバ州で1例の発生が確認されている。</p>

2. 食肉に関する情報		
と畜対象	<p>(1) 個体識別制度の概要</p> <p>a. ケベック州以外のカナダ全土における個体識別制度 カナダの個体識別制度(CCIIP: Canadian cattle identification program)は、家畜疾病の摘発、予防及び撲滅を目的とした家畜追跡システムであり、2001年に導入され、2002年から完全に実施された。 誕生したすべての牛は、出生農場から移動するまでに、カナダ牛個体識別庁(CCIA: Canadian cattle identification agency)により認証された耳標により個体識別されなければならない。特に乳牛については、同じ個体識別番号が印字された2つの耳標(吊り下げタグ(dangle tag)及び高周波個体識別(Radio Frequency Identification (RFID)タグ)で個体識別される。また、輸入牛については、と畜場直行牛以外は輸入前又は仕向け先到着前に個体識別が必要とされる。カナダ牛個体識別庁は、牛の死亡又は輸出時まで保持される、耳標固有の個体識別番号を通じて、全国データベースにより牛の個体識別情報を管理している。カナダ牛個体識別庁の情報システムには、農場名、耳標の識別番号、移動記録等が入力され、全ての牛が出生農場から移動する際に、必要な場合にその牛の出生農場まで追跡可能となるような個々の識別を付することが義務付けられている。カナダ牛個体識別庁を指導する立場にあるカナダ食品検査庁は、この全国的な牛の個体識別制度の 監督・サポートを行っており、自主的な生年月日の登録と生体牛の移動記録を含めた個体識別制度の更なる発展を促進している。 CCIAによれば、2010年7月1日現在、1歳未満の子牛(calves)はケベック州を除くカナダ全土で4,271,500頭飼養されている。このうち、2011年4月現在で月齢が確認されている子牛は、44.88%にあたる1,917,054頭である。</p> <p>b. ケベック州における個体識別制度 ケベック州においては、1998年以来、州独自の個体識別システムが存在し、複数の動物種を対象とした単一のデータベース(Agri-Traçabilité Québec database: ATQデータベース)を、業界及び州政府機関が共同して管理している。2011年3月現在で牛、羊、鹿について義務化されており、まもなく豚に適用されるが、いずれは家きん肉、卵及び野菜への適用が予定されている。すべての牛は、出生時又はケベック州への到着時に、2つの耳標(吊り下げタグ及び高周波個体識別タグ)により個体識別される。これは、ケベック州以外で利用されているものと同様のもので、カナダ牛個体識別庁の認証を受けている。この耳標の番号を通じて、牛の個体情報がATQデータベースに登録される。また、飼養場所についてもATQデータベースへの登録が必要であり、すべての飼養場所は7桁の番号により管理されている。新たに出生又は導入した牛の耳標の装着が完了したら、飼養者はATQに耳標番号、生年月日、性別及び飼養場所番号を報告する。牛の飼養農場の変更や牛が死亡した場合には、飼養者はその都度、ATQに報告しなければならない。このように、ケベック州で飼養されている牛については、個体とその飼養場所が完全に把握されている。2011年7月1日現在、1歳未満の子牛はケベック州で417.2千頭飼養されている。ケベック州で生まれた牛については、出生時にATQへの生年月日の登録が義務化されている。</p> <p>(2) 個体識別規制の実施主体及び遵守状況 ケベック州以外のカナダ全土における個体識別制度は畜産業界主導で導入された制度であり、実施主体はカナダ牛個体識別庁である。カナダ牛個体識別庁は1998年に設立され、畜産業界のすべての分野の代表者から構成されており、カナダ食品検査庁及びカナダ農務・農産食品省からの代表者も参加している。この個体識別制度の遵守率は現在97%以上となっている。 ケベック州においては、個体識別制度の実施主体はケベック州農業追跡局(Agri-Traçabilité Québec (ATQ))である。この非営利団体はケベック州政府と生産者組合により2001年に設立され、農産物のトレーサビリティ制度の州内での確実な実施を担当している。牛の個体識別制度は義務化されている。</p>	
	と畜頭数	<p>年別の屠畜頭数は以下のとおり。 (×千頭)</p> <p>2006年 3,643.2 2007年 3,490.2 2008年 3,527.1 2009年 3,406.2 2010年 3,447.2</p>
各と畜処理の	と畜場の概要	連邦政府に登録されているプラント数は合計35施設である。これらの施設は、処理時間全ての時間でカナダ食品検査庁(CFIA)による検査を受けている。そのうち、対日輸出認定施設は、平成23年11月時点で12施設である。平成17年から平成23年の間に、のべ27施設の現地調査及び査察を行い、対日輸出条件の遵守状況(月齢確認、特定危険部位の除去の状況)等の確認、検証を行った。
	と畜前検査	と畜場に搬入される全ての牛を獣医官自ら又はその監督のもと、食肉検査官が歩行状態などを目視で検査。 と畜前検査により摘発された中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などは食用禁止とし食肉製造ラインから排除され、それらを中心に拡大サーベイランス対象としてBSE 検査を実施。
	と畜場でのBSE検査	事実上、健康と畜牛についてBSE スクリーニング検査は行われていない。
	スタンニング	ほとんどのと畜施設は、貫通式キャプティブポルトスタンガンを使用。ただし、空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンは、脳の可視的断片が気絶させた牛の循環器系に入り込む恐れがあるため、2000 年より使用が禁止。
	ピッシング	食肉検査規則により禁止。
	SRMの除去	国内規制では、全月齢の牛から除くべきSRMの範囲は扁桃、と小腸(回腸遠位部)であり、30ヶ月齢以上の牛のせき髄や脳、眼球、せき柱などについてのみSRMと規定されている。日本向けの輸出牛については、日本向け輸出プログラムに基づき、全ての牛からSRMの除去を行う。食肉検査官(獣医師を含む)が目視によりSRMの除去を確認している。
	SSOP、HACCPに基づく管理	SSOP,HACCPにより手順を文書化、実施記録を保存している。
食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM)	30ヶ月齢以上の牛の頭蓋骨、せき柱を先進的機械回収肉(AMR) に使用することを禁止。
	内臓	牛の内臓については、扁桃が除去された舌、回腸遠位部が除去された腸管、胃、肝臓、膀胱などが日本に輸出されていた実績がある。舌のリスクは、扁桃組織の付着や汚染によるリスクであるが、米国では、舌を切り出す際の留意事項について写真を用いたマニュアル(SSOP) を周知し、リスク回避の徹底を図っている。A40Iによる月齢判別及び内臓と枝肉を対応して識別管理できる場合には日本向けに輸出が可能である。
その他	日本向け輸出の付加的要件等	<p>①SRM は全月齢の牛から除去すること。 ② 牛肉等は生産記録に基づく個体月齢証明又は集団月齢証明、もしくは枝肉の格付を通じた月齢証明により20ヶ月齢以下と証明される牛由来とすること。</p>

国別情報整理シート(暫定版)
(フランス)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-2010	合計	
生体牛の輸入	輸入実績		頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	
		英国	434856	1044044	34793	0	0		
		ポルトガル	235	979	556	8	0		
		欧州(中程度汚染国)	385561	1,038,571	1282239	573740	522442		
		欧州(低汚染国)	95389	72007	56681	111415	45706		
		欧州(不明・無視可)	1253	638	2	0	86		
		米国	0	0	1	0	0		
		カナダ	2679	186	173	8	0		
		その他()	0	0	0	0	0		
		合計	919,973	2,156,425	1,374,445	685,171	568,234		
	暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国							
カナダ									
その他()									
合計	0	0	0	0	0	0			
注1 地理的リスク(GBR)評価において、I IIとされた国を除く。									
肉骨粉(MBM)の輸入	輸入実績		トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	合計 トン数	
		英国	45,368	2,122	1,208	10,982	2,683		
		ポルトガル	155	0	0	0	0		
		欧州(中程度汚染国)	126,197	189,052	226,261	359,329	70,460		
		欧州(低汚染国)	13,897	10,922	482	247	624		
		欧州(不明・無視可)	459	0	0	223	106		
		米国	0	78	79	6	2		
		カナダ	0	0	0	0	0		
		その他()	0	0	0	0	0		
		合計	186,076	202,174	228,030	370,787	73,875		
	暴露要因となった可能性のある肉骨粉	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国							
カナダ									
その他()									
合計	0	0	0	0	0	0			
注1 地理的リスク(GBR)評価において、I IIとされた国を除く。 注2 2006年まで									
侵入リスク 動物性油脂の輸入	輸入実績		トン数	トン数	トン数	トン数	トン数	合計 トン数	
		英国	31,647	31,076	2,267	206	86		
		ポルトガル	0	0	8	12	0		
		欧州(中程度汚染国)	168,044	183,978	165,759	16,267	9,218		
		欧州(低汚染国)	368	68	81	432	467		
		欧州(不明・無視可)	0	132	213	0	0		
		米国	5,775	12,190	3,600	0	0		
		カナダ	2,641	0	0	0	0		
		その他	0	0	0	13	0		
		合計	208,475	227,444	171,928	16,930	9,771	0	
	暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		米国							
カナダ									
その他()									
合計	0	0	0	0	0	0			
注1 地理的リスク(GBR)評価において、I IIとされた国を除く。 注2 2006年まで									

<p>輸他そ 入のの</p>	<p>魚粉、配合飼料、ゼラチン及び第二リン酸カルシウムの輸入実績について報告されている。</p>
<p>遵守 状況 等 の 概 要 輸 入 規 制</p>	<p>【生体牛】 EU域内 1989年7月 英国から、1988年7月18日以前に生まれた牛及びBSE患者と疑似患者の産仔の輸入を禁止。 1996年 英国からの牛のEU域内への輸出を禁止。 1998年 ポルトガルからの牛の輸入を禁止、その後、2004年に当該輸入禁止を解除。 EU域外からの輸入 1996年 フランス独自の規制として、スイスからの牛の輸入を禁止し、その後、2002年に当該輸入禁止を解除。 2001年 TSE規則Annex IXの規定により、輸出国のBSEステータス分類に応じた輸入条件が適用されている。輸出国は欧州共同体理事会決定1979/542/EECに規定される第3国リスト(※)に記載され、輸入時には、国境検査所(BIP)による検疫検査の上、輸入を認める書類が発行される。その後、輸入が認められた生体牛がEU域内を移動する際は、本書類が必要となる。 ※カナダ、スイス、チリ、グリーンランド、クロアチア、アイスランド、モンテネグロ、マケドニア、ニュージーランド、サンピエール島とミクロン島、セルビア(2009年3月時点)</p> <p>【肉骨粉】 EU域内 1989年 フランス独自の規制として、8月に英国から血粉(blood meal and flour)、肉粉(meat flour and powdered)、内臓、骨及び獣脂かず(Cretons)の輸入を禁止し、同年12月アイルランドからの輸入も禁止(アイルランドは、1993年1月に解除)。本規制では、豚及び反すう動物由来のミールについては、反すう動物用飼料への利用を禁止する等の条件を課して、特別な例外として輸入を認めていたが、1990年2月に当該例外措置も撤廃された。 1996年 英国からのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出を禁止、その後、2006年に当該輸入禁止を解除。 1998年 ポルトガルからのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出を禁止、その後、2004年に当該輸入禁止を解除。 2002年 畜産副産物規則(2002/1774/EC)に基づき、同規則の分類によるカテゴリー1(SRMを含む)、カテゴリー2(MBMを含む)等の輸送においては、事前に仕向け国の政府当局の許可が必要等、一定の手続きが要求されている。 2011年3月からは、畜産副産物規則が改正(2009/1069/EC)され、カテゴリー1及び2物質の輸送においては、輸出国及び仕向け国の政府当局への情報提供、同情報に基づき仕向け国は一定期間内に輸入の可否を決定する事並びに第3国経由でのEU域内輸送に関する項目等の記載によって規定が明確化された。 EU域外からの輸入 2001年 TSE規則(SRM及びその加工品の域内交易制限) 2002年 畜産副産物規則(2002年以降は2002/1774/EC、2011年3月以降は2009/1069/EC)によって規定されている。 EUが無視できるBSEリスクであると認める国及び地域で生まれ、飼養され、と畜された動物に由来するものであること、欧州共同体理事会決定1979/542/EECに規定される生肉の第3国リストに掲載された国からの輸入であること、等の条件が課されている。</p> <p>【動物性油脂】 EU域内 1996年 英国からのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出を禁止、その後、2006年に当該輸入禁止を解除。 1998年 ポルトガルからのほ乳動物由来の肉骨粉のEU域内への輸出を禁止、その後、2004年に当該輸入禁止を解除。 2002年 畜産副産物規則により、カテゴリー1及び2物質については、一定の輸送手続きを遵守する必要がある。</p>

		<p>飼料給与規制</p>	<p>1989年 : 英国産のすべてのMBMの輸入及び反すう動物用飼料への使用を禁止 1990年 : MBMを牛用飼料に使用することを禁止(ただし、乳製品、卵、水生動物由来のたん白質を除く)。 1994年 : MBMの使用禁止措置(上記)を反すう動物用飼料に拡大 1996年 : SRM、死亡牛、と畜検査で確認された患畜が飼料中に混入しないようにする。 1998年 : 非反すう動物用飼料向けMBMの処理工程を規定(133°C3気圧20分、最大粒子サイズ50mm) 2000年 : すべての動物由来たん白質のすべての家畜用飼料への使用を禁止。 2001年 : 枝肉になる前にと畜場で集められ、規定の方法(133°C、3気圧、20分、最大粒子サイズ50mm)で処理され、不溶性不純物の含有量が0.15%以下の牛の油脂を除く、反すう獣の油脂を代用乳に使用することを禁止。動物性油脂については、独自の基準を設けている。</p>																														
	<p>飼料給与方法</p>	<p>【子牛肉生産用子牛の給餌パターン】 0~2週齢 2週齢~3か月齢 3~6か月齢 給餌パターン 代用乳 代用乳 代用乳(仕上げ) 繊維質の飼料 繊維質の飼料 繊維質の飼料</p> <p>【成牛の給餌パターン】 パターンA パターンB パターンC 乳牛 95% 5% 100% 肉牛 適用 ○春・夏・秋: 牧草+配合飼料 ○通年: サイレージ+配合飼料 ○春・夏・秋: 牧草 ○冬: サイレージ+配合飼料 ○冬: サイレージ+サプリメント(ミネラル・ビタミン)</p>																															
	<p>牛と豚・鶏との混合飼養の有無</p>	<p>(2005年時点) 牛飼養農場: 217,120戸 うち乳牛飼養農場: 64,066戸 肉牛及び乳牛の飼養農場: 22,917戸 豚との混合飼養農場: 28,736戸 家きんとの混合飼養農場: 89,464戸 その他家畜との混合飼養農場: 35,085戸</p>																															
<p>飼料規制の概要・遵守状況等</p>	<p>飼料製造施設</p>	<p>(2006年) 飼料衛生規則(欧州議会・理事会規則2005/183/EC: 別添2-2-5)第9条に基づく飼料の製造施設数: 249施設。 同規則第10条に基づく抗菌性物質等を扱う飼料等の製造施設数: 320施設。</p> <p>(2008年) 動物由来の原料を用いた飼料製造施設数: 20施設 うち、非反すう動物用飼料のみを製造している飼料製造施設数: 18施設 反すう動物用飼料と非反すう動物用飼料の両方を製造している飼料製造施設: 2施設 ※交差汚染を防ぐため、製造ラインは厳格に専用化されている。</p>																															
	<p>飼料給与に関する規制の遵守状況</p>	<p>飼料製造工場及び農家における動物用に関する飼料規制の遵守状況の確認は、県獣医局(DDVS)が行い、飼料製造工場に関する確認については、経済財政産業省(DGCCRF)も行っている。 飼料製造施設の検査は、農業水産省食品総局(DGAL)及びDGCCRFが、国家管理計画に基づいて行われている。 収集されたサンプルは、DGAL及びDGCCRFが認証した3つの検査施設により分析される。</p> <p>飼料サンプリング検査の結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>分析数</th> <th>違反数(括弧は反すう動物用飼料の数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2002</td><td>2,489</td><td>1(不明)</td></tr> <tr><td>2003</td><td>3,017</td><td>7(3)</td></tr> <tr><td>2004</td><td>2,336</td><td>5(2)</td></tr> <tr><td>2005</td><td>2,710</td><td>1(0)</td></tr> <tr><td>2006</td><td>3,736</td><td>0(0)</td></tr> <tr><td>2007</td><td>1,918</td><td>0(0)</td></tr> <tr><td>2008</td><td>1,530</td><td>0(0)</td></tr> <tr><td>2009</td><td>730</td><td>0(0)</td></tr> <tr><td>2010</td><td>722</td><td>0(0)</td></tr> </tbody> </table>	年	分析数	違反数(括弧は反すう動物用飼料の数)	2002	2,489	1(不明)	2003	3,017	7(3)	2004	2,336	5(2)	2005	2,710	1(0)	2006	3,736	0(0)	2007	1,918	0(0)	2008	1,530	0(0)	2009	730	0(0)	2010	722	0(0)	
年	分析数	違反数(括弧は反すう動物用飼料の数)																															
2002	2,489	1(不明)																															
2003	3,017	7(3)																															
2004	2,336	5(2)																															
2005	2,710	1(0)																															
2006	3,736	0(0)																															
2007	1,918	0(0)																															
2008	1,530	0(0)																															
2009	730	0(0)																															
2010	722	0(0)																															
	<p>飼料製造・流通に関する規制の遵守状況</p>	<p>同上</p>																															
	<p>飼料サンプリング</p>	<p>同上</p>																															
	<p>牛由来の肉骨粉を給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について</p>	<p>—</p>																															

<p>レンダリング施設数・生産量</p>		<p>(2007年)レンダリング施設は67施設。 14施設はSRM等の人の食用に適さない動物由来の副産物(カテゴリー1物質及び2物質)を処理。 53施設は人の食用に適するとされた動物由来の副産物(カテゴリー3物質)を処理。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2001</td> <td>2002</td> <td>2003</td> <td>2004</td> <td>2005</td> <td>2006</td> <td>2007</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー1物質加工施設数</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー3物質加工施設数</td> <td>86</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>54</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99</td> <td>88</td> <td>88</td> <td>83</td> <td>85</td> <td>68</td> <td>67 (出典: DGAL)</td> </tr> </table> <p>(注)フランスでは、カテゴリー2物質もカテゴリー1物質と同様に取り扱いわれ、カテゴリー2物質の承認施設はない。</p>		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	カテゴリー1物質加工施設数	13	13	13	15	17	14	14	カテゴリー3物質加工施設数	86	75	75	68	68	54	53	合計	99	88	88	83	85	68	67 (出典: DGAL)
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007																											
カテゴリー1物質加工施設数	13	13	13	15	17	14	14																											
カテゴリー3物質加工施設数	86	75	75	68	68	54	53																											
合計	99	88	88	83	85	68	67 (出典: DGAL)																											
<p>レンダリング処理方法</p>		<p>フランスでは、大部分の施設において、畜産副産物規則(出典EU規則1774/2002)に定める方法4又は方法7により副産物を処理している。</p> <p>【方法4】 処理される動物副産物の粒子サイズが30mm以上の場合、動物副産物は、縮小後の粒子サイズが30mmを超えないように適切な機器を使用して縮小されなければならない。機器の有効性は毎日検査され、その状態は記録されなければならない。縮小後、動物副産物は、油脂が添加された容器に入れられ、中心温度が100℃以上で少なくとも16分間、110℃以上で少なくとも13分間、120℃以上で少なくとも8分間、130℃以上で少なくとも3分間、加熱されなければならない。処理は、バッチ又は連続式で行うことができる。動物副産物は、時間-温度の要件が同時に達成される方法で加熱することができる。</p> <p>【方法7】 遵守するべき微生物規格が定められている。各処理施設が微生物基準に十分従う重要管理点の詳細は、所有者、管理者又は代表者及び当局が処理施設の稼働を監視できるように、記録され、維持されなければならない。(※記録する項目:粒子サイズ、重要温度、及び必要に応じて絶対温度、圧カプロファイル、原料投入率及び油脂リサイクル率)</p>																																
<p>レンダリングの実施状況</p>	<p>交差汚染防止対策</p>	<p>【と畜場・食肉処理場】 1991年 人及び動物に深刻な健康被害のおそれのある動物副産物(高リスク物質)は他の動物副産物と分別して焼却処理することが義務化。 1996年 SRM並びに農場死亡牛及び非食用と畜牛は、高リスク物質として焼却処分。 EUの畜産副産物規則では、TSE等を伝播するリスクに応じて畜産副産物を3つのカテゴリーに分類し(出典EU規則1774/2002、EU規則1069/2009)、カテゴリーごとの処分・利用方法を規定している。なお、フランスではカテゴリー1と2の区別を行っておらず、カテゴリー2の物品もカテゴリー1の物品として扱われている。 SRMは、カテゴリー1の物品であり、畜産副産物規則に基づきと畜場・食肉処理施設において染色等の方法により標識され、認定施設において焼却処分される。 【過去のSRMの利用実態】 1990年 牛を含めた動物由来たん白質の牛用飼料への利用が禁止。 1994年 動物由来たん白質の反すう動物用飼料への利用が禁止。 1996年 全てのSRMが専用のレンダリング施設において処理された後に焼却され、食品・飼料への混入が防止。 2002年 畜産副産物規則に基づき、と畜場・食肉処理施設では、SRMを含有するカテゴリー1の物品はカテゴリー3の物品と分別して専用容器で保管され、専用車両で、カテゴリー1の物品を処理するための専用レンダリング施設に輸送されている。なお、畜産副産物の輸送時には、輸送品を明確に区別するため、輸送容器のカテゴリーごとに色及び記載の異なる表示をすることが義務付けられている。 【飼料製造施設】 TSE規則及びフランス国内の規則において、反すう動物への給餌が禁止されている魚粉、第二リン酸カルシウム、第三リン酸カルシウム、血液製品(以下「禁止物質」という。)を使用して非反すう動物用飼料を製造する施設について、反すう動物用飼料への交差汚染を防止するために、施設又は製造ラインの分離が義務づけられている。また、禁止物質を含む飼料が反すう動物へ誤って給与されることを防止するため、牛又は反すう動物への給与を禁止することを飼料に表示することとされている。禁止物質を含む飼料の輸送車両等においては、反すう動物用飼料の混載は禁止されている。</p>																																
<p>レンダリング規制</p>		<p>1991年 :高リスク物質について、焼却処分をすることを義務化。 1993年 :高リスク物質について、50 mm未満に粉碎した上で133℃、20分、3気圧の処理を義務化。 1996年 :欧州委員会決定1996/449/ECに基づき、すべての牛由来廃棄物について50 mm未満に粉碎した上で133℃、20分、3気圧の処理をすることが義務化。 農場及び食用としてと畜していないすべての動物の死体、SRM等を高リスク物質として規定し、焼却を義務化。 1998年 :飼料用肉骨粉の製造に使用されるすべてのほ乳動物由来廃棄物に対し、50 mm未満に粉碎した上で133℃、20分、3気圧の処理が義務化。 2002年 :畜産副産物規則において、レンダリング施設は、取り扱う畜産副産物のカテゴリー毎に、県獣医局(DDVS)から製造の承認を受けることとされている。</p> <p>DDVSがレンダリング施設に対し畜産副産物規則の遵守状況の確認をすることとされている。 検査結果は、2007年には、カテゴリー1の物品を取り扱うレンダリング施設に対して179回、カテゴリー3の物品を取り扱うレンダリング施設に対して55回、畜産副産物を取り扱う他の施設に対して206回の検査が実施され、その結果、是正指示や行政文書による指導が61件、書類送検が2件行われた。</p>																																
<p>SRMの定義</p>		<p>牛のSRMはEU規則に準拠しており、現在は12ヶ月齢超の牛の頭蓋骨(下顎骨を除き、脳及び眼を含む)及びせき髄、30ヶ月齢超の牛のせき柱、並びに全月齢の牛の扁桃、腸管(十二指腸～直腸)及び腸間膜がSRMとされている。</p>																																
<p>SRMの利用実態等</p>	<p>SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態</p> <p>SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法</p>	<p>せき柱以外のSRMは、と畜場において専用の器具を用いて除去され、専用のコンテナに廃棄される。SRMに該当する30ヶ月齢超の牛由来のせき柱は、食肉処理施設で除去される。 EC規則1774/2002で定義された3種類の副産物のうち、SRMは第1類副産物の規定に沿って焼却により処理をされなければならない。 SRM除去はと畜場における牛の特定危険部位管理指針(SRM GUIDE)に従って行われ、DDVSの検査官により検査・監督が行われている。また、SRM除去の方法については、DGAL及びフランス食品衛生安全庁(AFSSA)により検証が行われている。 と畜場では、8ヶ月齢以上の牛は背割りが行われており、背割り鋸は1頭毎に洗浄・消毒が行われる。また、フランス国内法(Ordinance of March 17th, 1992)により、12ヶ月齢超の牛は背割り前に吸引機によりせき髄を除去することが義務付けられている。 背割り後に、残存するせき髄は作業員により除去され、検査官が枝肉検査時にせき髄が残存していないことを確認している。 扁桃は舌を切除する際に頭部に残される。頭部への扁桃の残存については、食肉検査官による確認が行われる。 回腸遠位部を含む腸及び腸間膜については、内臓摘出後、SRM専用容器に収集される。除去は食肉検査官が確認している。 全てのSRMが専用のレンダリング施設において処理された後に焼却されている。</p>																																

その他	牛以外の動物の TSE発生状況	<p>スクレイピーは1996年から通報対象疾病とされており、1996年から2001年までは羊で223例、山羊で4例が確認された。 現在は、と畜場及びレンダリング施設でのサーベイランスが行われている。 2004年から2011年9月23日までの羊及び山羊のスクレイピー発生頭数並びにそのうちの非定型スクレイピーの発生数及び割合を示す。</p> <p>【羊】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>発生頭数</th> <th>非定型スクレイピー 発生頭数</th> <th>非定型スクレイピー の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2004</td><td>59</td><td>9</td><td>15%</td></tr> <tr><td>2005</td><td>79</td><td>13</td><td>16%</td></tr> <tr><td>2006</td><td>380</td><td>186</td><td>49%</td></tr> <tr><td>2007</td><td>251</td><td>159</td><td>63%</td></tr> <tr><td>2008</td><td>71</td><td>47</td><td>66%</td></tr> <tr><td>2009</td><td>38</td><td>26</td><td>68%</td></tr> <tr><td>2010</td><td>30</td><td>27</td><td>90%</td></tr> <tr><td>2011</td><td>21</td><td>17</td><td>81% (9月23日まで)</td></tr> </tbody> </table> <p>【山羊】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>発生頭数</th> <th>非定型スクレイピー 発生頭数</th> <th>非定型スクレイピー の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2004</td><td>4</td><td>0</td><td>0%</td></tr> <tr><td>2005</td><td>15</td><td>6</td><td>40%</td></tr> <tr><td>2006</td><td>12</td><td>1</td><td>8%</td></tr> <tr><td>2007</td><td>5</td><td>4</td><td>80%</td></tr> <tr><td>2008</td><td>12</td><td>8</td><td>67%</td></tr> <tr><td>2009</td><td>6</td><td>3</td><td>50%</td></tr> <tr><td>2010</td><td>6</td><td>5</td><td>83%</td></tr> <tr><td>2011</td><td>5</td><td>5</td><td>100% (9月23日まで)</td></tr> </tbody> </table>	年	発生頭数	非定型スクレイピー 発生頭数	非定型スクレイピー の割合	2004	59	9	15%	2005	79	13	16%	2006	380	186	49%	2007	251	159	63%	2008	71	47	66%	2009	38	26	68%	2010	30	27	90%	2011	21	17	81% (9月23日まで)	年	発生頭数	非定型スクレイピー 発生頭数	非定型スクレイピー の割合	2004	4	0	0%	2005	15	6	40%	2006	12	1	8%	2007	5	4	80%	2008	12	8	67%	2009	6	3	50%	2010	6	5	83%	2011	5	5	100% (9月23日まで)
	年	発生頭数	非定型スクレイピー 発生頭数	非定型スクレイピー の割合																																																																						
2004	59	9	15%																																																																							
2005	79	13	16%																																																																							
2006	380	186	49%																																																																							
2007	251	159	63%																																																																							
2008	71	47	66%																																																																							
2009	38	26	68%																																																																							
2010	30	27	90%																																																																							
2011	21	17	81% (9月23日まで)																																																																							
年	発生頭数	非定型スクレイピー 発生頭数	非定型スクレイピー の割合																																																																							
2004	4	0	0%																																																																							
2005	15	6	40%																																																																							
2006	12	1	8%																																																																							
2007	5	4	80%																																																																							
2008	12	8	67%																																																																							
2009	6	3	50%																																																																							
2010	6	5	83%																																																																							
2011	5	5	100% (9月23日まで)																																																																							
国内防疫規制	<p>【スクレイピー】 2007年より、レンダリング施設において、農場で死亡した18か月齢以上の羊及び山羊については100%検査すること、と畜場においてと畜される羊及び山羊については、各々10%、100%頭検査するアクティブサーベイランスが実施されている。 羊では、スクレイピー及びBSE陽性が確認された場合、遺伝子検査が実施され、感受性のある動物は全て殺処分され、検査が実施される。また農家は3年間、スクレイピー抵抗遺伝子をもつ動物のみを飼育しなければならない。 山羊では、スクレイピー陽性が確認されると、群れ全頭が殺処分され、検査が実施される。</p> <p>【CWD】 2007年からは、欧州員会決定2007/182/ECに基づき、シカを対象にCWDサーベイランスを行っている。2007年～2009年にかけて、18ヶ月超の捕獲鹿689頭、野生鹿685頭の検査を行った結果、陽性例は確認されなかった。</p>																																																																									

サーベイランスによる検証	母集団の構造	(2005年) 牛の総飼養頭数は18,930千頭であり、月齢別の内訳は12か月齢未満が5,153千頭、12か月齢以上24か月齢未満が3,313千頭、24か月齢以上が10,464千頭であった。このうち、24か月齢以上の成牛の内訳は、乳用種5,017千頭、肉用種5,447千頭であった。 (2006年) 年間と畜頭数は、約5,127千頭であり、と畜時月齢別の内訳は30か月齢未満の牛が約2,794千頭、30か月以上が約2,333千頭となっている。																																																												
	実施対象及び実施範囲	1 臨床症状牛 フランスは、BSEを1990年6月から通報対象疾病に指定し、臨床症状牛を対象としたパッシブサーベイランスを開始した。生産者は24か月齢以上で神経症状等を呈した牛を発見した場合獣医師に通報し、獣医師がBSEの疑いがあると判断した場合、獣医師はDDVSに通報しなければならない。通報をしなければ罰則規定の適用対象となる。臨床症状牛及び農場死亡牛に関しては、特別なトレーニングを受けて任命された「衛生獣医師」がサンプリングを行う。当該牛は安楽殺し、サンプルが認定検査機関に送られる。2011年度は6件が検査対象となった。 2 24か月齢以上の農場死亡牛及び緊急と殺牛 農場死亡牛の検査は、調査プログラムとして2000年6月に開始され、56,000件の検査が実施された後、2001年7月からシステム化された。24か月齢以上の農場死亡牛及び農場で安楽殺された牛はレンダリング施設に運ばれ、サンプルはレンダリング施設において収集されている。2011年度は307,149件の検査が実施された。 3 健康と畜牛 フランスでは、2001年1月1日から30ヶ月齢以上の全ての健康と畜牛を対象にBSE検査を開始した。その後、2001年7月～2004年7月は24ヶ月齢以上、2004年8月～2008年12月は30ヶ月齢以上、2009年1月～2011年6月は48ヶ月齢以上の健康と畜牛を対象にBSE検査が実施されている。2011年7月1日以降はEU規則の改正に伴い、72ヶ月齢以上の健康と畜牛がBSE検査の対象となっている。2011年度は1,414,857件の検査が実施された。 サンプルはと畜場において特別なトレーニングを受けたと畜場職員により、公的獣医官の監督下で収集される。 1997年、免疫組織化学検査によりBSE陽性が確認された場合、牛群全体を安楽殺し、と体を焼却処分することが義務付けられた。2002年、陽性牛群全体のとう汰を止め、コホート牛のみ安楽殺させ検査を行う措置に変更した。ここでいうコホート牛とは、BSE陽性牛の誕生の前後12か月以内に同じ牛群で生まれた牛、生後1年間に共に育成された牛で、BSE陽性牛が生後1年間に給与された同じ飼料を食した牛、そして、BSE陽性牛が雌牛の場合には、当該陽性牛が症状を示した日もしくは死亡日から遡って2年以内に当該牛から産まれた牛を意味する。																																																												
	サーベイランスの概要・成績	1 カテゴリー別の年間母集団 サーベイランスの成績参照 2 サーベイランス計画の策定根拠 レンダリング施設における死亡牛等のBSE検査はBSEの根絶のために行われ、と畜場におけるBSE検査は食品を介してのBSEリスクについて安全性を確立するために行われている。 なお、フランスでは、2001年以降、OIEのガイドラインにおける、24か月超の牛が100万頭以上いるタイプAの国が満たすべき基準である300,000ポイントを達成している。 3 疑似患者及び陽性患者を検出した際の処理に関する規制 フランスは、1990年6月からBSEを通報対象疾病に指定し、パッシブサーベイランスを開始した。BSEを疑う牛が確認された場合、衛生獣医師は調整獣医師に連絡し、調整獣医師が当該牛を検査することとなる。調整獣医師がBSEを疑う場合、当該動物が飼養される市町の市長とDDVSに連絡しなければならない。当該家畜は直ぐに他の動物から隔離され、当該農場からの移動が禁止される。衛生獣医師が当該牛を安楽殺し、BSE検査が実施された後、その死体及び乳は処分される。検査の結果が陰性でなかった場合、コホート牛は全て安楽殺され、BSE検査が行われた後に廃棄処分となる。臨床症状牛が確認された農場は、検査結果が確定するまで、DDVSが全家畜の個体識別番号を確認し、他の動物の農場への出入りが禁じられる。																																																												
	サーベイランスの成績	2011年度(2010年11月1日～2011年10月31日)には、フランス国内では1,722,012頭の牛についてBSE検査が実施された。内訳は健康と畜牛が1,414,857頭、死亡牛が289,385頭、緊急と殺牛が17,764頭及び臨床症状牛が6頭であった。この結果、OIEコードに基づく2011年度のサーベイランスポイントは、312,138ポイントであった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>通常と畜牛</th> <th>死亡牛</th> <th>不慮の事故によると畜牛</th> <th>臨床的に疑われる牛</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2004</td> <td>2602554</td> <td>262192</td> <td>0</td> <td>101</td> <td>2,864,847</td> </tr> <tr> <td>2005</td> <td>2319214</td> <td>249164</td> <td>0</td> <td>51</td> <td>2,568,429</td> </tr> <tr> <td>2006</td> <td>2240582</td> <td>251268</td> <td>0</td> <td>34</td> <td>2,491,884</td> </tr> <tr> <td>2007</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2008</td> <td>2163216</td> <td>315036</td> <td>5591</td> <td>12</td> <td>2,483,855</td> </tr> <tr> <td>2009(※)</td> <td>1641434</td> <td>297590</td> <td>10362</td> <td>9</td> <td>1,949,395</td> </tr> <tr> <td>2010(※)</td> <td>1484778</td> <td>291002</td> <td>18322</td> <td>11</td> <td>1,794,113</td> </tr> <tr> <td>2011(※)</td> <td>1414857</td> <td>289385</td> <td>17764</td> <td>6</td> <td>1,722,012</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,866,635</td> <td>1,955,637</td> <td>52,039</td> <td>224</td> <td>15,874,535</td> </tr> </tbody> </table> ※11月1日～10月31日	年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	合計	2004	2602554	262192	0	101	2,864,847	2005	2319214	249164	0	51	2,568,429	2006	2240582	251268	0	34	2,491,884	2007						2008	2163216	315036	5591	12	2,483,855	2009(※)	1641434	297590	10362	9	1,949,395	2010(※)	1484778	291002	18322	11	1,794,113	2011(※)	1414857	289385	17764	6	1,722,012	合計	13,866,635	1,955,637	52,039	224	15,874,535
	年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によると畜牛	臨床的に疑われる牛	合計																																																								
	2004	2602554	262192	0	101	2,864,847																																																								
2005	2319214	249164	0	51	2,568,429																																																									
2006	2240582	251268	0	34	2,491,884																																																									
2007																																																														
2008	2163216	315036	5591	12	2,483,855																																																									
2009(※)	1641434	297590	10362	9	1,949,395																																																									
2010(※)	1484778	291002	18322	11	1,794,113																																																									
2011(※)	1414857	289385	17764	6	1,722,012																																																									
合計	13,866,635	1,955,637	52,039	224	15,874,535																																																									
検査手法	1 試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法 牛の月齢確認は耳標、個体パスポート及びデータベースを利用し、厳正に実施されている。 2 検査材料採取手法 臨床症状牛及び農場死亡牛に関しては、特別なトレーニングを受けて任命された「衛生獣医師」がサンプリングを行う。 健康と畜牛のサンプルは、と畜場において特別なトレーニングを受けたと畜場職員が公的獣医官の監督下で収集される。 3 検査手法(一次検査、確認検査) 2002年まで 全ての臨床症状牛についてサンプルはAFSSAに送付され、免疫組織化学検査を実施。 2001年1月以降 健康と畜牛について、迅速診断検査を実施。 6月以降 死亡牛検査について、迅速検査を実施。 2002年以降 全ての臨床症状牛について、迅速検査を実施。 一次検査はDGALが認定した検査施設で実施され、一次検査で陰性結果とならなかった場合は、サンプルがAFSSAに送付される。 AFSSAでは、迅速検査、脳幹のいくつかの部位を用いたウエスタンブロット及び免疫組織化学検査を実施し、最終診断を行う																																																													
BSE認知プログラム・届出義務等	BSEに関するトレーニングプログラムは2種類あり、各県に1名配置されるBSE疑い牛を検査する義務のある「調整獣医師」のためのプログラムと、BSEを含む動物衛生に関する業務を行う「衛生獣医師」のためのプログラムがある。 調整獣医師は、獣医当局より特別にトレーニングを受けており、BSEの臨床症状の確認とサーベイランスやBSE管理措置に関する専門家になっており、衛生獣医師に対してBSE症状についての教育を行っている。 衛生獣医師には会議や小冊子を通じて教育が行われ、また、BSEの症状を認識し衛生獣医師に連絡する必要がある農場主に対しても情報が提供された。																																																													

発生状況	症例数 各症例について	<p>OIEに報告されているBSE発生牛の集計によると1991年に初めてフランスにおいてBSE陽性牛が確認されて以降、2001年の274例をピークに、2002年に239例、2003年に137例、2004年に54例、2005年に31例、2006～2008年は一桁、2009年には10例、2010年には5例、2011年は3例がOIEに報告されており、合計1,020症例の報告がある(2011年12月6日現在)。</p> <p>BSE陽性牛の出生時期については、1995年生まれが369頭と最も多くなっている。BSE陽性牛のうち最も遅く生まれたものは2004年4月生まれであり、フランスにおいて完全な飼料規制が実施された2000年11月以降に生まれた牛でBSE陽性が確認されたのは、この2001年の2頭を合わせ3頭である。</p>
------	----------------	--

資料

2. 食肉に関する情報																																				
と畜対象	トリーサビリティ <p>1 個体識別制度の概要 1969年 個々の農家に6か月齢以上の牛全てに識別番号付きの耳標が装着。 1995年 全ての畜産農家の場所が登録され、2つの耳標の装着(1つは生後48時間内に装着、2つ目は生後4か月以内に装着)が義務付けられた。4か月齢超の牛は、出荷の際に出生農場を特定する書類を添付することとなった。 1998年 牛を飼養している全ての場所が登録の対象となり、2つの耳標は生後7日以内に付され、母牛の個体識別番号が特定できる個体パスポートを携帯することが求められることとなった。 2006年には、本規則とハーモナイズするため、農家は牛の生後20日以内に耳標をつけることとなった。 国家データベース(BDNI)には、各々の牛に対して、個体番号(輸入牛の場合、国境検査の後に与えられた個体番号)、生年月日、性別、品種(もしくは毛色)、母牛の個体番号や、生産農場識別番号、当該牛がいたすべての農場、死亡(と畜)日が登録される。また、各々の農場について、識別番号、農場の名前と住所が登録される。 農家は、動物の生後20日までに個体識別を行い、その後7日以内に国家データベースに登録しなければならない。農家はその動物に関する番号やデータの記載された個体パスポートを受け取り、移動の際には常に添付される。</p> <p>2個体識別規制の実施主体及び遵守状況 個体識別規則の所管は、欧州委員会、欧州議会、フランス農業漁業省動物衛生福祉部局であり、各県では、認定された機関が個体識別を管理し、DDVSが当該組織の検査、農家等の調査を行う。現場の調査に加え、情報を集約したコンピュータデータベースにより、情報の統一性が自動的にチェックされる。 農場については、DDVSは、毎年全農家の5%の農場について、牛の個体識別調査を実施する。2007年には、15,023農場の1,570,334頭に対して個体識別に関する詳細な調査を実施した。この調査では、動物の個体識別証明、現在までの登録と適切に更新が行われているか等の正確性、動物のトリーサビリティに必要な誕生、死亡、移動情報等の登録、全ての個体パスポートの存在とその内容の確認を行う。2007年は、3,843農場で違反が確認された。その多くが軽微な違反であったが、重大な違反の場合には当該農場の全ての家畜(136農場の3,170頭)の移動が制限された。 集積センター、市場、と畜場等については、毎年、その20%が査察を受けており、2007年は171施設の15,431頭が調査された。また、と畜場では、常駐している獣医師が個体識別情報に異常のある牛がいる場合は報告を受けることになっており、違反の疑いがあれば調査される。</p> <p>3 個体識別以外の方法による月齢確認方法 牛の月齢確認は耳標、個体パスポートが使用されている。(歯列検査は月齢判定の正式手段としては実施されていない。)</p>																																			
	と畜頭数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>と畜頭数</th> <th>30か月齢超</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1999</td> <td>5,650,402</td> <td>2,724,602</td> <td>2,925,800</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>5,406,544</td> <td>2,509,041</td> <td>2,897,503</td> </tr> <tr> <td>2001</td> <td>5,509,352</td> <td>2,498,972</td> <td>3,010,380</td> </tr> <tr> <td>2002</td> <td>5,676,904</td> <td>2,850,425</td> <td>2,826,479</td> </tr> <tr> <td>2003</td> <td>5,632,251</td> <td>2,845,727</td> <td>2,786,524</td> </tr> <tr> <td>2004</td> <td>5,405,542</td> <td>2,658,510</td> <td>2,747,032</td> </tr> <tr> <td>2005</td> <td>5,270,010</td> <td>2,476,838</td> <td>2,793,172</td> </tr> <tr> <td>2006</td> <td>5,127,307</td> <td>2,333,411</td> <td>2,793,896</td> </tr> </tbody> </table>	年	と畜頭数	30か月齢超	その他	1999	5,650,402	2,724,602	2,925,800	2000	5,406,544	2,509,041	2,897,503	2001	5,509,352	2,498,972	3,010,380	2002	5,676,904	2,850,425	2,826,479	2003	5,632,251	2,845,727	2,786,524	2004	5,405,542	2,658,510	2,747,032	2005	5,270,010	2,476,838	2,793,172	2006	5,127,307	2,333,411
年	と畜頭数	30か月齢超	その他																																	
1999	5,650,402	2,724,602	2,925,800																																	
2000	5,406,544	2,509,041	2,897,503																																	
2001	5,509,352	2,498,972	3,010,380																																	
2002	5,676,904	2,850,425	2,826,479																																	
2003	5,632,251	2,845,727	2,786,524																																	
2004	5,405,542	2,658,510	2,747,032																																	
2005	5,270,010	2,476,838	2,793,172																																	
2006	5,127,307	2,333,411	2,793,896																																	
各と畜プロセス	と畜場の概要 と畜場及び食肉処理場はRegulation (EC) No 854/2004に基づいた国の基準に従い、DDVSが許可している。フランス国内において、EU規則に合致した牛を処理するとと畜場数は、2009年現在、259施設である。 また、EU規則に合致した食肉処理施設は1,208施設である。																																			
	と畜前検査 と畜場に搬入される全ての牛について、DDSVの獣医師が歩行状態などを目視で検査する。生体検査において、おびえ、恐怖、不安、知覚過敏、運動失調等のBSE様の臨床症状を示したものは解体されず、安楽死の後、サンプルを採取してBSE検査が実施される。																																			
	と畜場でのBSE検査 フランスでは、2001年1月1日から30ヶ月齢以上の全ての健康と畜牛を対象にBSE検査を開始した。その後、2001年7月～2004年7月は24ヶ月齢以上、2004年8月～2008年12月は30ヶ月齢以上、2009年1月～2011年6月は48ヶ月齢以上の健康と畜牛を対象にBSE検査が実施されている。2011年7月1日以降はEU規則の改正に伴い、72ヶ月齢以上の健康と畜牛がBSE検査の対象となっている。																																			
	スタンニング 全ての施設において、家畜銃(Captive bolt pistols:ボルトが頭蓋内に進入する)又は脳震盪銃(Concussion pistols:ボルトが頭蓋内に進入しない)が使用されている。頭蓋内に圧縮空気が入るタイプのものは禁止されている。家畜銃を使用している施設では、スタンニング孔を耐水性かつ耐久性を有する栓で塞いでいる。																																			
	ピッシング ピッシングはEU規則及びフランス国内法により禁止されている。																																			
	SRMの除去 フランスでは、牛のSRMはEU規則に準拠しており、現在は12ヶ月齢超の牛の頭蓋骨(下顎骨を除き、脳及び眼を含む)及びせき髄、30ヶ月齢超の牛のせき柱、並びに全月齢の牛の扁桃、腸管(十二指腸～直腸)及び腸間膜がSRMとされている。 せき柱以外のSRMは、と畜場において専用の器具を用いて除去され、専用のコンテナに廃棄される。SRMに該当する30ヶ月齢超の牛由来のせき柱は、食肉処理施設で除去される。 SRM除去はと畜場における牛の特定危険部位管理指針(SRM GUIDE)に従って行われ、DDVSの検査官により検査・監督が行われている。 また、SRM除去の方法については、DGAL及びEUIにより検証が行われている。 と畜場では、8ヶ月齢以上の牛は背割りが行われており、背割り鋸は1頭毎に洗浄・消毒が行われる。また、フランス国内法(Ordinance of March 17th, 1992)により、12ヶ月齢超の牛は背割り前に吸引機によりせき髄を除去することが義務付けられている。背割り後に、残存するせき髄は作業員により除去され、検査官が枝肉検査時にせき髄が残存していないことを確認している。 扁桃は舌を切除する際に頭部に残される。頭部への扁桃の残存については、食肉検査官による確認が行われる。 回腸遠位部を含む腸及び腸間膜については、内臓摘出後、SRM専用容器に収集される。除去は食肉検査官が確認している。 SRMの廃棄時には、メチレンブルーで着色される。																																			
SSOP、HACCPに基づく管理 2001年以降、全てのと畜場においてHACCPの導入が義務付けられている。食肉処理施設においても製品を消費者に直接販売する場合、2006年からHACCPの導入が義務付けられている。 各施設のHACCPプランについては所管官庁の地方出先機関が規則への適合性の評価を行っている。																																				
食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM) EU規則に基づき、管理されたリスク国又は不明のリスク国の牛、羊及び山羊の骨は機械的回収肉の製造に用いてはならないとされている。																																			
	内臓 獣医師の検査官が内臓を検査し、肝臓等も含め、問題があるものは、廃棄の指示をしている。 【扁桃】 舌を切除する際に頭部に残される。頭部への扁桃の残存については、食肉検査官による確認が行われる。 【回腸遠位部を含む腸及び腸間膜】 内臓摘出後、SRM専用容器に収集される。除去は食肉検査官が確認している。																																			

その他	日本向け輸出の 付加的要件等	—(輸出停止中)
-----	-------------------	----------

Veri

国別情報整理シート(暫定版)
(オランダ)

1. 生体牛に関する情報			1986-1990 ^{注1}	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-2010	合計	
			頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	
生体牛の輸入	輸入実績	英国	427,286	718,671	16,798	162	137,472		
		ポルトガル	55	113	52	0	0		
		欧州(中程度汚染国)	1,059,020	2,205,554	2,274,918	1,717,090	2,086,794		
		欧州(低汚染国)	86,456	92,397	228,173	385,770	619,629		
		欧州(無視できる・不明)	1,766	77,314	14,263	20,245	216,852		
		米国	0	0	0	1	0		
		カナダ	0	41	19	4	0		
		その他()	0	0	0	0	0		
		合計	1,574,583	3,094,090	2,534,223	2,123,272	3,060,747	0	
	暴露要因となった可能性のある輸入牛	英国							
		欧州(中程度汚染国)							
		欧州(低汚染国)							
		欧州(無視できる・不明)							
		米国							
		カナダ							
その他()									
合計	0	0	0	0	0	0	0		
注1 1986~1990年については集計中。1988~1990年の頭数のみを記載している。 注2 地理的リスク(GBR)評価において I, II とされた国を除く。									
肉骨粉(MBM)の輸入	輸入実績	英国	-	2,179	30,379	44,520	100,644		
		欧州(中程度汚染国)		111,772	742,923	290,992	534,163		
		欧州(低汚染国)		24,611	113,007	804	31,387		
		欧州(無視できる・不明)		224	225	131	481		
		米国		1	1,702	2,356	1,294		
		カナダ		0	18	0	0		
		その他()							
		合計	0	138,787	888,254	338,803	667,969	0	
		暴露要因となった可能性のある肉骨粉	英国						
	欧州(中程度汚染国)								
	欧州(低汚染国)								
	米国								
	カナダ								
	その他()								
	合計	0	0	0	0	0	0	0	
注1 1986-90年は集計中。 注2 1991-1994年は集計中1995年のトン数のみを記載している。 注3 地理的リスク(GBR)評価において I, II とされた国を除く。									
動物性油脂の輸入	輸入実績	英国		3,491	8,724	4,919	19,939		
		欧州(中程度汚染国)		55,148	280,416	197,256	245,882		
		欧州(低汚染国)		459	2,637	6,654	13,480		
		欧州(無視できる・不明)		0	0	6	17		
		米国		67,683	158,054	42,489	1		
		カナダ		3,355	17,259	14,145	24		
		その他()		0	1	0	0		
		合計	0	130,136	467,091	265,469	279,343	0	
		暴露要因となった可能性のある動物性油脂	英国						
	欧州(中程度汚染国)								
	欧州(低汚染国)								
	米国								
	カナダ								
	その他()								
	合計	0	0	0	0	0	0	0	
注1 1986-1990は集計中。 注2 1991-1994年は集計中、1995年のみ記載している。 注3 輸入量が1トン未満の実績は反映されない。 注4 地理的リスク(GBR)評価において I, II とされた国を除く。									
のそ輸の入他	代用乳、ゼラチン、魚粉、第二リン酸カルシウムの輸入実績 飼料(配合飼料: ペットフードを除く)の輸入量								

<p>遵守状況等の概要</p>	<p>【生体牛】 1989年 英国で1988年以前に生まれた生体牛のEU域内への輸出禁止 1996年 英国からの生体牛のEU域内への輸出禁止 1998年 ポルトガルからの生体牛のEU域内への輸出禁止 2004年 ポルトガルからの生体牛のEU域内への輸出解禁 2006年 英国からのEU域内への輸出を、一定の条件を課したうえで解禁</p> <p>【肉骨粉】 1990年 英国からの反すう動物由来肉骨粉の輸入規制(オランダ独自の規制)(政府説明) 1993年 反すう動物用飼料工場においては、英国、アイルランド及びスイス産肉骨粉が存在しないようにした。(オランダ独自の規制)(政府説明) 1996年 英国からのほ乳動物由来肉骨粉のEU域内への輸出禁止 1998年 ポルトガルからのほ乳動物由来肉骨粉のEU域内への輸出禁止</p> <p>【動物性油脂】 2002年 畜産副産物規則施行 カテゴリー1(SRMを含む)及び2物質は、事前に仕向け国の政府当局に情報提供する等一定の輸出手続きを遵守する必要あり 2004年 ポルトガルからのEU域内への輸出解禁 (欧州委員会規則 2004/1993/EC) 2006年 英国からのEU域内への輸出を、一定の条件を課した上で解禁</p>
-----------------	--

資料

飼料規制の概要・遵守状況等	飼料給与規制	1989年 反すう動物由来たん白質→反すう動物への給与禁止 1994年 ほ乳動物由来たん白質→反すう動物への給与禁止 2001年 動物性たん白質※1及び不溶性不純物の含有量が0.15%を超える反すう動物由来の油脂→すべての家畜飼料への給与禁止(TSE規則) ※1 動物性たん白質…牛乳、乳製品、卵製品、非反すう動物由来のゼラチン、魚粉等を除く。 カテゴリー3に分類される動物性油脂は、家畜飼料に使用することが認められている(不溶性不純物の含有量が0.15%を超える反すう動物由来のものを除く)。																																																
	飼料給与方法	<table border="1"> <tr> <td>年齢</td> <td>給餌乾燥重量</td> <td>飼料種類</td> <td>飼料割合</td> </tr> <tr> <td colspan="4">子牛</td> </tr> <tr> <td>1～2週</td> <td>0.5～0.6 kg</td> <td>代用乳(量:5 L)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3～6週</td> <td>0.6～1.1 kg</td> <td>代用乳(量:5～6 L)</td> <td>粗飼料 20～30% 配合飼料 70～80%</td> </tr> <tr> <td>7～9週</td> <td>1.1～1.5kg</td> <td>代用乳(量:6～0 L)</td> <td>粗飼料 20～30% 配合飼料 70～80%</td> </tr> <tr> <td colspan="4">未経産牛</td> </tr> <tr> <td>2～6か月</td> <td>1.5～4.8 kg</td> <td>粗飼料 20～30%</td> <td>配合飼料 70～80%</td> </tr> <tr> <td>7～12か月</td> <td>4.8～7.5 kg</td> <td>粗飼料 40～60%</td> <td>配合飼料 40～60%</td> </tr> <tr> <td>13～22か月</td> <td>7.5～11.0 kg</td> <td>粗飼料 60～100%</td> <td>配合飼料 0～40%</td> </tr> <tr> <td>23～25か月</td> <td>9～10.5 kg</td> <td>粗飼料 85～100%</td> <td>配合飼料 0～15%</td> </tr> <tr> <td colspan="4">乳牛</td> </tr> <tr> <td>25か月超</td> <td>10～25 kg</td> <td>粗飼料 10～50%</td> <td>配合飼料 50～90%</td> </tr> </table>	年齢	給餌乾燥重量	飼料種類	飼料割合	子牛				1～2週	0.5～0.6 kg	代用乳(量:5 L)		3～6週	0.6～1.1 kg	代用乳(量:5～6 L)	粗飼料 20～30% 配合飼料 70～80%	7～9週	1.1～1.5kg	代用乳(量:6～0 L)	粗飼料 20～30% 配合飼料 70～80%	未経産牛				2～6か月	1.5～4.8 kg	粗飼料 20～30%	配合飼料 70～80%	7～12か月	4.8～7.5 kg	粗飼料 40～60%	配合飼料 40～60%	13～22か月	7.5～11.0 kg	粗飼料 60～100%	配合飼料 0～40%	23～25か月	9～10.5 kg	粗飼料 85～100%	配合飼料 0～15%	乳牛				25か月超	10～25 kg	粗飼料 10～50%	配合飼料 50～90%
	年齢	給餌乾燥重量	飼料種類	飼料割合																																														
	子牛																																																	
	1～2週	0.5～0.6 kg	代用乳(量:5 L)																																															
	3～6週	0.6～1.1 kg	代用乳(量:5～6 L)	粗飼料 20～30% 配合飼料 70～80%																																														
	7～9週	1.1～1.5kg	代用乳(量:6～0 L)	粗飼料 20～30% 配合飼料 70～80%																																														
未経産牛																																																		
2～6か月	1.5～4.8 kg	粗飼料 20～30%	配合飼料 70～80%																																															
7～12か月	4.8～7.5 kg	粗飼料 40～60%	配合飼料 40～60%																																															
13～22か月	7.5～11.0 kg	粗飼料 60～100%	配合飼料 0～40%																																															
23～25か月	9～10.5 kg	粗飼料 85～100%	配合飼料 0～15%																																															
乳牛																																																		
25か月超	10～25 kg	粗飼料 10～50%	配合飼料 50～90%																																															
牛と豚・鶏との混合飼養の有無	牛全体の約20%が豚と共に飼養されているが、分離給餌システムである。																																																	
飼料製造施設	飼料製造施設(全体)…3,918施設 抗菌性物質等を扱う飼料等の製造施設…169施設 配混合飼料工場数…106工場(2005年)																																																	
飼料給与に関する規制の遵守状況	<p>【規制の実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農場に対する検査…農業・自然・食品品質省(LNV)、一般監査局(AID)が責任を負う ・農場以外の検査…消費者製品安全庁(VWA) ・輸入飼料の検査…税関当局 <p>【サンプリング】</p> <p>輸入飼料、飼料製造事業者、農場等からランダムに収集され、食品安全研究所(RIKILT)により分析される。サンプリング検査については、1999年から欧州委員会指令1998/88/ECで定められる顕微鏡検査が導入され、2003年からは、欧州委員会指令2003/126/EC、2009年からは欧州委員会規則2009/152/ECで定められる顕微鏡検査が実施されている。サンプルの顕微鏡検査で陽性だった場合、違反した飼料は、食品・消費者製品安全庁(VWA)や動物用飼料協会(PDV)の指示のもと製品の出荷の停止や回収が行われる。また、VWAは、AIDと協力して原因の調査を実施する。一骨片のみが検出されたような軽微な汚染の場合、違反が確認された事業者のみを調査するが、違反が深刻な場合は、広範囲な調査を行い、関係飼料事業者の供給者を調査することもある。</p>																																																	
飼料製造・流通に関する規制の遵守状況	検査頻度…承認を受けた飼料事業一年2回、欧州議会・理事会規則2004/882/ECに基づく飼料事業者として登録を受けた事業者では年1回、畜産副産物の輸入業者、倉庫業者及び荷送人(shipper)等では年3回実施することとされている。政府機関による検査のほか、PDVが飼料製造業者や輸入業者を対象としたサンプリング検査を行っている。																																																	
飼料サンプリング	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>分析数</td> <td>違反数(括弧は反芻動物用飼料の数)</td> </tr> <tr> <td>1999年</td> <td>1407</td> <td>207(不明)</td> </tr> <tr> <td>2000年</td> <td>1093</td> <td>20(不明)</td> </tr> <tr> <td>2001年</td> <td>2574</td> <td>46(11)</td> </tr> <tr> <td>2002年</td> <td>2679</td> <td>6(0)</td> </tr> <tr> <td>2003年</td> <td>2208</td> <td>6(0)</td> </tr> <tr> <td>2004年</td> <td>2516</td> <td>8(0)</td> </tr> <tr> <td>2005年</td> <td>2002</td> <td>18(0)</td> </tr> <tr> <td>2006年</td> <td>1870</td> <td>34(4)</td> </tr> <tr> <td>2007年</td> <td>1613</td> <td>61(10)</td> </tr> <tr> <td>2008年</td> <td>1413</td> <td>30(4)</td> </tr> <tr> <td>2009年</td> <td>1416</td> <td>32(9)</td> </tr> <tr> <td>2010年</td> <td>1381</td> <td>14(6)</td> </tr> </table> <p>出典:National Feed Plan及びオランダ政府回答</p>	年	分析数	違反数(括弧は反芻動物用飼料の数)	1999年	1407	207(不明)	2000年	1093	20(不明)	2001年	2574	46(11)	2002年	2679	6(0)	2003年	2208	6(0)	2004年	2516	8(0)	2005年	2002	18(0)	2006年	1870	34(4)	2007年	1613	61(10)	2008年	1413	30(4)	2009年	1416	32(9)	2010年	1381	14(6)										
年	分析数	違反数(括弧は反芻動物用飼料の数)																																																
1999年	1407	207(不明)																																																
2000年	1093	20(不明)																																																
2001年	2574	46(11)																																																
2002年	2679	6(0)																																																
2003年	2208	6(0)																																																
2004年	2516	8(0)																																																
2005年	2002	18(0)																																																
2006年	1870	34(4)																																																
2007年	1613	61(10)																																																
2008年	1413	30(4)																																																
2009年	1416	32(9)																																																
2010年	1381	14(6)																																																
牛由来の肉骨粉を給餌されても、BSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について	該当しない。																																																	
国内安定性	レンダリング施設数・生産量	(2011年)11施設 1施設…SRM等の人の食用に適さない動物由来の副産物(カテゴリー1)を処理 10施設…人の食用に適するとされた動物由来の副産物(カテゴリー3)を処理																																																
	レンダリング処理方法	オランダでは、カテゴリー1物品は、国内で唯一処理可能なレンダリング施設(2003年以降1施設)で処理された後、焼却されている。処理方法は、畜産副産物規則に定める方法1(133°C、3気圧、20分、粒子サイズ50mm)を使用している。欧州委員会規則(EC)No1774/2002により、カテゴリー3の物品のレンダリング施設における処理方法は、畜産副産物規則に定める方法1又は方法7が使用されている。																																																
	レンダリングの実施状況	<p>【輸送時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2002年以降 SRMを含有するカテゴリー1の物品はカテゴリー3の物品と分別して専用容器で保管され、専用車両でカテゴリー1処理専用レンダリング施設に輸送されている。(2003年以降は1施設のみ) ・畜産副産物の輸送時には、輸送容器のカテゴリーごとの色分け及び異なる表示をすることが義務付けられている。 ・禁止物質を含む飼料の輸送車両における反すう動物用飼料の混載を禁止 <p>【飼料工場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1993年 肉骨粉の配合割合が6%を超える飼料を製造した後に、同じミキサーで反すう動物用飼料を製造することを禁止 ・反すう動物用飼料の製造施設に英国、アイルランド及びスイス産の肉骨粉が存在することの禁止 ・1999年 反すう動物用飼料の製造ラインと非反すう動物用飼料の製造ラインを完全に分離(規則) 反すう動物への禁止物質(魚粉、第二リン酸カルシウム、第三リン酸カルシウム、血液製品)を使用して非反すう動物用飼料を製造する施設での、施設又は製造ラインの分離を義務づけ <p>【表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止物質を含む飼料を反すう動物へ誤って使用することを防止するため、牛又は反すう動物への給与を禁止することを飼料に表示することとされている。 																																																

レンダリング規制	1989年まで すべてのレンダリング施設でバッチ処理 1989年 一部の事業者がバッチ式から連続式のレンダリングに変更 1995年 反すう動物由来廃棄物の処理に関する高度な加工基準を導入 1996年 すべてのレンダリング施設がバッチ式、133℃、20分、3気圧で実施 1997年4月 肉骨粉の製造に使用されるほ乳動物由来廃棄物に加圧滅菌(133℃、20分、3気圧)義務化 1997年8月 すべての動物副産物に133℃、20分、3気圧、粒子サイズ50mmでのレンダリング処理が義務化 2002年 レンダリング施設は、動物副産物のカテゴリーごとに、VWAから製造の承認を受けることとされた。
----------	---

資料

SRMの 利用実態等	SRMの定義	<p>牛のSRMはEU規則に準拠している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12か月齢超の牛の頭蓋骨(下顎骨を除き、脳及び眼を含む)、せき髄 ・30か月齢超の牛のせき柱、 ・全月齢の牛の扁桃、腸管(十二指腸～直腸)及び腸間膜 <p>※12ヶ月齢未満の子牛等については、扁桃、腸管(十二指腸～直腸)及び腸間膜はEU規則に基づき除去される。</p>																																
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の利用実態																																	
	SRM(頭部、せき柱、せき髄、回腸遠位部)の処理方法	全てのSRMは除去され、規則1774/2002/ECおよび999/2001/ECに基づきレンダリングまたは焼却処分される。																																
その他	牛以外の動物のTSE発生状況	<p>【スクレイピー】</p> <p>1993年から通報対象疾病とされている。それ以前の発生数については不明であるが、羊においては、The Animal Health Service(GD)が1982年以降毎年スクレイピーの発生を確認している(初診断は1957年10月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>発生頭数</th> <th>非定型スクレイピー発生頭数</th> <th>非定型の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2004</td> <td>39</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2005</td> <td>37</td> <td>2</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>2006</td> <td>43</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2007</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2008</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2009</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>2010</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	年	発生頭数	非定型スクレイピー発生頭数	非定型の割合	2004	39	0	0%	2005	37	2	5%	2006	43	0	0%	2007	25	2	8%	2008	12	0	0%	2009	3	0	0%	2010	3	1	33
	年	発生頭数	非定型スクレイピー発生頭数	非定型の割合																														
2004	39	0	0%																															
2005	37	2	5%																															
2006	43	0	0%																															
2007	25	2	8%																															
2008	12	0	0%																															
2009	3	0	0%																															
2010	3	1	33																															
その他	<p>【山羊におけるスクレイピー】</p> <p>2000年11月に初発が診断され、2001年に同じ農場で確認されている。それ以降確定診断された事例は無い(2005年現在)</p> <p>【慢性消耗性疾患(CWD)】</p> <p>欧州委員会決定2007/182/ECに基づき、鹿を対象にCWDサーベイランスを行っている。2007年から2008年にかけて、野生鹿472頭のCWD検査を行った結果、陽性例はみられなかった。</p>																																	
	国内防疫規制	<p>【全国的なスクレイピー対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖計画プログラム:スクレイピー抵抗性遺伝子をオランダ全土に普及させることを目的とした、羊の遺伝子型改良プログラム。1998年から自主的に開始され、2004年から義務化された。 ・スクレイピー陽性群に対する殺処分及び補償 ・欧州理事会決定2004/21/ECに基づく、羊及び山羊の個体識別 ・サーベイランス:1993年から2001年までは臨床症状動物を対象としたパッシブサーベイランスのみ、2002年以降はTSE規則に基づき、18か月齢超の羊及び山羊について、食用健康と畜動物及び死亡動物を対象としたアクティブサーベイランスも実施している。また、すべての摘発例でスクレイピーとBSEの鑑別検査を実施し、すべてBSE陰性と判定している。 <p>羊及び山羊のSRM(2010年1月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12か月齢超(もしくは歯肉から永久門歯の萌出が認められる動物)の頭蓋骨(脳及び眼を含む)、扁桃、せき髄、 ・全月齢の動物の脾臓及び腸管 <p>牛と同様に、カテゴリー1の物質としてカテゴリー1専用のレンダリングプラントにおいて処理(133°C、3気圧、20分)された後、焼却されている。</p>																																

	母集団の構造	成牛及び子牛飼養農場数は32,828戸、飼養頭数は3,975,000頭 このうち乳牛(哺乳子牛含む)の飼養頭数は1,479,000頭 (CBS Landbouwtelling 2010年)																																																															
サーベイランスの概要・成績	実施対象及び実施範囲	a 臨床症状牛 1990年7月 BSEを通報対象疾病に指定し、臨床症状牛を対象としたパッシブサーベイランスを開始。 開業獣医師や農家は、OIEコードにおいて規定される一つ以上のカテゴリーを含む症状を呈した牛を発見した場合、獣医当局に通報する必要がある。 また、と畜場での生前検査でBSEの症状を呈している動物も対象とされる。 b 24か月齢超の農場死亡牛及び緊急と殺牛 2000年 24か月齢超の死亡牛及び緊急と殺牛を対象としたアクティブサーベイランス開始 2009年1月1日 欧州食品安全機関(EFSA)の実施したリスク評価に基づき、緊急と殺牛及び死亡牛の検査において、対象月齢が48か月齢超に引き上げられた。 c 健康と畜牛 2001年 30か月齢超の健康と畜牛を対象としたアクティブサーベイランス開始 2009年1月1日 EFSAの実施したリスク評価に基づき、健康と畜牛の対象月齢が48か月齢超に引き上げられ、2011年7月1日からは72か月齢超に引き上げられた。																																																															
	カテゴリー別の年間母集団	サーベイランスの成績参照																																																															
	サーベイランス計画の策定根拠	オランダのサーベイランスプログラムはOIEのガイドラインにしたがってなされている。																																																															
	疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制	BSE発生に係るとう汰については、2003年4月までは感染牛が検出された牛群の全頭を対象に実施されていたが、以降は個体識別制度を用いたトレーサバックにより確定されたコホート牛のみが対象となっている。 EUではTSE規則のBSE撲滅プログラムにもとづき、コホート牛のとう汰が実施されているが、オランダでもEUと同じ定義に基づくコホート牛を対象としてとう汰及びBSE検査が実施されている。 ・バースコホート BSE感染牛が生まれた前後12か月の間に、同じ生産農場で生まれたすべての牛 ・フィードコホート 生後12か月間にBSE感染牛と同じ飼料を給餌されていたすべての牛 ・産仔 BSE感染牛がBSEと診断される前2年間に産出した産仔																																																															
	サーベイランスの成績	2001年以降のサーベイランスの検査頭数及び陽性頭数は表のとおりである。2001年をピークに近年、検査数は減少している。また、アクティブサーベイランスについては、2010年までに、健康と畜牛で約420万頭、緊急と殺牛で約17万頭、死亡牛では約45万頭の検査が実施されており、計88頭が陽性となっている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">アクティブサーベイランス</th> <th colspan="2">パッシブサーベイランス</th> </tr> <tr> <th>健康と畜牛</th> <th>緊急と殺牛</th> <th>死亡牛</th> <th>臨床症状牛</th> </tr> <tr> <th></th> <th>検査数</th> <th>陽性数</th> <th>検査数</th> <th>陽性数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2001</td><td>454,649</td><td>9</td><td>13,281</td><td>2</td></tr> <tr><td>2002</td><td>491,069</td><td>10</td><td>17,710</td><td>4</td></tr> <tr><td>2003</td><td>439,403</td><td>11</td><td>15,418</td><td>1</td></tr> <tr><td>2004</td><td>467,448</td><td>5</td><td>15,705</td><td>0</td></tr> <tr><td>2005</td><td>451,507</td><td>1</td><td>17,936</td><td>2</td></tr> <tr><td>2006</td><td>427,042</td><td>1</td><td>10,738</td><td>0</td></tr> <tr><td>2007</td><td>399,304</td><td>0</td><td>5,230</td><td>1</td></tr> <tr><td>2008</td><td>368,546</td><td>0</td><td>4,475</td><td>0</td></tr> <tr><td>2009</td><td>357,556</td><td>0</td><td>3,227</td><td>0</td></tr> <tr><td>2010</td><td>333,615</td><td>1</td><td>47,354</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>		アクティブサーベイランス		パッシブサーベイランス		健康と畜牛	緊急と殺牛	死亡牛	臨床症状牛		検査数	陽性数	検査数	陽性数	2001	454,649	9	13,281	2	2002	491,069	10	17,710	4	2003	439,403	11	15,418	1	2004	467,448	5	15,705	0	2005	451,507	1	17,936	2	2006	427,042	1	10,738	0	2007	399,304	0	5,230	1	2008	368,546	0	4,475	0	2009	357,556	0	3,227	0	2010	333,615	1	47,354
	アクティブサーベイランス			パッシブサーベイランス																																																													
	健康と畜牛	緊急と殺牛	死亡牛	臨床症状牛																																																													
	検査数	陽性数	検査数	陽性数																																																													
2001	454,649	9	13,281	2																																																													
2002	491,069	10	17,710	4																																																													
2003	439,403	11	15,418	1																																																													
2004	467,448	5	15,705	0																																																													
2005	451,507	1	17,936	2																																																													
2006	427,042	1	10,738	0																																																													
2007	399,304	0	5,230	1																																																													
2008	368,546	0	4,475	0																																																													
2009	357,556	0	3,227	0																																																													
2010	333,615	1	47,354	0																																																													
検査手法	試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法	サンプリングされるすべての牛の月齢は、耳標及び個体識別データベースによって確認されている。																																																															
	検査材料採取手法	サンプリング及び診断法はOIEマニュアル、EU規則及び英国VLAのマニュアルに準拠している。 ・臨床症状牛…農場にてVWA専門家、獣医中央研究所(CVI)において専門家が採取 ・死亡牛…レンダリングにおいてVWAの監視のもと従業員が採取。 ・健康と畜牛…と畜場においてVWAの監視のもと従業員が採取																																																															
	検査手法(一次検査、確認検査)	2002年までは、すべてのサーベイランス検査をNational Reference Laboratory(NRL),CVIで実施していた。 現在は、食用健康と畜牛については、CVIにより認定された民間検査施設(現在5施設)でスクリーニング検査を実施し、確定診断のみCVIで実施している。 その他のカテゴリーの牛(臨床症状牛、死亡牛等)については、スクリーニング検査もCVIで実施している。確定診断は、CVIにおいて、病理組織学的分析、免疫組織化学的分析によって行われる。 オランダでは、EUで承認されている9つの方法のうち4つが採用されており、施設毎に検査法が承認されている。 CVIでは組織病理学的検査、免疫組織化学的検査(1990～)、Prionics Check Western(2000.11～)を実施している。なお、サンプルがこれらの検査に不適な場合、OIEマニュアルのウエスタンブロッティングを行うこととされている。																																																															
BSE認知プログラム・届出義務等	オランダにおけるBSEに関する認知は、1986年の英国での初発事例、1990年7月29日のBSEの通報対象疾病指定、そして1997年のオランダ国内の初発事例をうけて、徐々に高まってきた。 1980年代の終わりには、LNVIは、適切かつ最新の診断方法の構築を含めたTSEのあらゆる事項についての実験を対象に、国のリファレンスラボラトリーの研究グループへの財政支援を実施した。 認知のための研修体制は、1990年代に、特に獣医官やと畜場職員を対象として整備された。このプログラムはTSEのあらゆる事項(診断、法規、管理措置、撲滅、疫学及びBSEの世界情勢)を扱っていた。農家や開業獣医師等に対しては、ジャーナルの記事や卒業研修、指導、会議を通じて、TSEのあらゆる事項が伝達された。1999年から2007年まで、と畜場勤務者が101名、家畜疾病専門家が381名参加している。																																																																
発生状況	症例数 各症例について	1. 発生地域 発生のピークは2001年から2003年であり、この期間には年間約20頭が摘発された。その後摘発数は減少しており、2007年は2件、2008年は1件、2009年は0件、2010年は2件、2011年は1件であり、これまでに2011年まで合計88頭が摘発されている。 発生牛の地理的分布は、1996年生まれの子牛によって構成される東部のクラスターと、1997年生まれの子牛によって構成される西部のクラスターに大別される。中でもオーファーアイセル州とヘルダーラント州での発生が多く、これまでにそれぞれ24頭と26頭が摘発されている。このことについてAIDは、畜産業の国内分布状況、各州の単位あたりのBSE陽性率も考慮した上で、「反すう動物用飼料とそれ以外の動物用飼料の厳密な分離を行っていなかった飼料工場が、この地域において、他の地域よりも高い市場シェアを有していたことが原因である」と説明している。 また、オランダの牛のBSE発生の原因としては、BSEプリオンを含んだ牛用混合飼料の給餌がもっとも疑われている。不適切な加熱処理工程の結果、BSEプリオンが英国から輸入された肉骨粉の1つ以上の貨物に存在しており、これらの汚染肉骨粉が不注意な添加により牛用混合飼料に混入する結果となったと考えられる。 2. 発生年月日及び生年月日 1997年の最初の発生から2011年11月末までに88頭のBSE陽性牛が摘発されており、内訳は19頭が臨床症状牛、21頭が死亡牛、48頭が健康と畜牛及び臨床疑い牛となっている。これまでの陽性牛の最若齢は50か月齢、最高齢は171か月齢であり、平均月齢は80か月齢(6.7歳)とされている。また、2010年までに摘発された87頭のうち、85頭が乳用牛、2頭が肉用牛であった。なお、2009年までに、と場直行輸入牛で2頭、オランダ生まれの子牛で他のEU加盟国において陽性が確認されたケースが7頭あるが、これらは含まれていない。非定型BSEについては、オランダでは4頭の発生が確認されており、1頭(13歳)がH型、3頭がL型(10歳、12歳、14歳)であった(2011年11月末現在)。 陽性牛の出生時期については、1996年生まれの子牛の陽性頭数が最も多くなっている。一方で、2005年発生の3頭(2000年1月、2000年5月及び2001年2月生まれ)、2007年発生の2頭(1999年12月及び2000年9月生まれ)並びに2008年発生の1頭(2000年3月生まれ)は1999年8月1日施行の反すう動物用飼料と非反すう動物用飼料の製造ライン分離以降に生まれたもので、さらにうち1頭は2001年1月1日の飼料規制(すべての家畜用飼料へのほ乳動物由来の動物性たん白質の使用禁止)施行後に生まれたものである。これらの感染経路については、ケーススタディーがなされている。																																																															

2. 食肉に関する情報																																															
と畜対象	トレーサビリティ	オランダの個体識別制度(I&R)は、他のEU諸国に先駆けて1990年にはすでに導入されており、改良が重ねられてきた。現在のI&Rは欧州議会・理事会規則2000/1760/ECに則っており、個体識別番号が記載された耳標(両耳)、農場や市場等の登録、個体パスポート、国家レベルのデータベースという4つの要素を含んでおり、すべての国産牛及び輸入牛の追跡が可能である。 耳標には、LNVのロゴ、国コード(NL)、7桁の群番号、実際の個体識別のために農家が付す番号が記載されており、また、データベースには、個体識別コード、生年月日、性別、血統、毛色、母牛個体識別コード、輸入牛の場合は輸出国で与えられていた番号、生まれて以降飼養されていた農場、移動、死亡、と殺日等が登録されており、輸出・死亡・と畜の後、3年間は、すべてのデータがデータベース中に保管される。オランダのデータベースには、報告データのチェック機能が数多くあり、新たに付与される耳標番号が過去に使われていないこと、システム中でその番号が認識されていること、ただ一つの農場番号に発行されていること等がチェックされる。																																													
	と畜頭数	と畜頭数は年間約180～190万頭である。月齢の内訳については、以下のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>性別</th> <th>と畜頭数</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>0～12か月齢</th> <th>13～30か月齢 30か月齢超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2004</td> <td>雄</td> <td>1,132,316</td> <td>1,052,034</td> <td>68,439</td> </tr> <tr> <td>雌</td> <td>717,034</td> <td>215,097</td> <td>46,915</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2005</td> <td>雄</td> <td>1,201,780</td> <td>1,115,297</td> <td>76,299</td> </tr> <tr> <td>雌</td> <td>696,098</td> <td>206,205</td> <td>48,464</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2006</td> <td>雄</td> <td>1,186,609</td> <td>1,103,628</td> <td>74,068</td> </tr> <tr> <td>雌</td> <td>658,301</td> <td>200,279</td> <td>47,059</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2007※</td> <td>雄</td> <td>1,028,031</td> <td>964,872</td> <td>55,792</td> </tr> <tr> <td>雌</td> <td>480,117</td> <td>148,746</td> <td>31,579</td> </tr> </tbody> </table> ※11月まで	年	性別	と畜頭数	内訳					0～12か月齢	13～30か月齢 30か月齢超	2004	雄	1,132,316	1,052,034	68,439	雌	717,034	215,097	46,915	2005	雄	1,201,780	1,115,297	76,299	雌	696,098	206,205	48,464	2006	雄	1,186,609	1,103,628	74,068	雌	658,301	200,279	47,059	2007※	雄	1,028,031	964,872	55,792	雌	480,117	148,746
年	性別	と畜頭数	内訳																																												
			0～12か月齢	13～30か月齢 30か月齢超																																											
2004	雄	1,132,316	1,052,034	68,439																																											
	雌	717,034	215,097	46,915																																											
2005	雄	1,201,780	1,115,297	76,299																																											
	雌	696,098	206,205	48,464																																											
2006	雄	1,186,609	1,103,628	74,068																																											
	雌	658,301	200,279	47,059																																											
2007※	雄	1,028,031	964,872	55,792																																											
	雌	480,117	148,746	31,579																																											
各と畜処理の	と畜場の概要	2010年現在、成牛を年間1万頭以上処理する施設が9施設、8月齢以下の子牛を年間10万頭以上処理する施設が、4施設、8～12月齢の子牛を年間2万5千頭以上処理する施設が3施設ある。																																													
	と畜前検査	と畜場に搬入される全ての牛について、VWAの獣医官(official veterinarian)が、歩行状態などを目視で検査する。と畜前検査において、不安、おびえ、知覚過敏症、運動失調症等BSE様症状を示す牛が確認された場合は、と畜場で処理されることなく生きたままCVIIに送られ、安楽死の後、BSE検査が実施される。																																													
	と畜場でのBSE検査	オランダにおける、と畜場でのBSE検査の月齢について <table border="1"> <thead> <tr> <th>健康と畜牛</th> <th>切迫と畜牛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2001年1月～2008年12月31日</td> <td>30ヶ月齢超 24ヶ月齢超</td> </tr> <tr> <td>2009年1月1日～2011年6月30日</td> <td>48ヶ月齢超 48ヶ月齢超</td> </tr> <tr> <td>2011年7月1日～</td> <td>72ヶ月齢超 48ヶ月齢超</td> </tr> </tbody> </table>	健康と畜牛	切迫と畜牛	2001年1月～2008年12月31日	30ヶ月齢超 24ヶ月齢超	2009年1月1日～2011年6月30日	48ヶ月齢超 48ヶ月齢超	2011年7月1日～	72ヶ月齢超 48ヶ月齢超																																					
	健康と畜牛	切迫と畜牛																																													
	2001年1月～2008年12月31日	30ヶ月齢超 24ヶ月齢超																																													
	2009年1月1日～2011年6月30日	48ヶ月齢超 48ヶ月齢超																																													
	2011年7月1日～	72ヶ月齢超 48ヶ月齢超																																													
スタンニング	全ての施設において、金属製の棒状のものが発射されるスタンガンが使用されており、頭蓋内に圧縮空気が入るタイプのものは使用されていない。																																														
ピッシング	ピッシングについては従前から実施されていない。また、オランダ国内ではピッシングは禁止されている。																																														
SRMの除去	と畜場では、12か月齢超の牛は背割りが行われており、背割り鋸は1頭毎に洗浄・消毒が行われる。背割り後、せき髄は金属製の器具を用いて手作業で除去され、さらに真空洗浄機で洗浄される。せき髄の除去は検査官が検査の際に確認している。せき髄除去後の高圧水等による枝肉洗浄は行われていない。 扁桃の除去は、トレーニングを受けた作業員により実施され、検査官が検査の際に確認している。 回腸遠位部を含む腸及び腸間膜は内臓摘出後、トレーニングを受けた作業員により除去され、検査官が検査の際に確認している。 また、12ヶ月齢未満の子牛等については、扁桃、腸管(十二指腸～直腸)及び腸間膜は上述のEU規則に基づき除去される。																																														
SSOP、HACCPに基づく管理	オランダでは全ての施設においてHACCPの導入が義務づけられている。大規模な施設は独自にHACCPプランを作成するが、小さな施設においては、Product Boards for Livestock(オランダの業界団体)が作成したDutch Hygiene Code に従ってHACCPプランを作成しているところが多い。各施設のHACCPプランについてはVWAが承認をしており、HACCPプランの更新や再評価についてもVWAが監督する。更新や再評価の頻度については施設ごとに設定される。																																														
食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM)	EU規則に基づき、牛(子牛を含む)、羊及び山羊を原料とした機械的回収肉については、製造が禁止されている。																																													
	内臓	舌扁桃および咽頭扁桃は規則853/2004/EC および854/2004/EC は検査手順を規定する。これらの手順は国内法で定められている。屠体からへんとうがすべて除去されたことを確保するために、正規のVWA検査官が個別検査を行っている。現行のHACCP プログラムに従い、腸間膜および腸は切断前に各屠体から除去される。屠体から腸および腸間膜がすべて除去されたことを確保するために、正規のVWA検査官が個別検査を行っている。																																													
その他	日本向け輸出の付加的要件等	該当しない。																																													

※出典について特段の記載がない部分については、厚生労働省提出資料からの引用。